

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 開 会

平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日 閉 会

平 成 2 5 年

第 4 回 定 例 会 会 議 録
(第 1 日 目)

小 豆 島 町 議 会

平成 25 年 第 4 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 83 号

平成 25 年第 4 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 25 年 12 月 11 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

1. 期 日 平成 25 年 12 月 18 日 (水)
2. 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 25 年 12 月 18 日 (水曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 25 年 12 月 19 日 (木曜日) 午前 11 時 05 分

出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	9月18日	9月19日	
1	森 口 久 士	○	○	
2	谷 康 男	○	○	
3	大 川 新 也	○	○	
4	柴 田 初 子	○	○	
5	藤 本 傳 夫	○	○	
6	森 崇	○	○	
7	新 名 教 男	○	○	
8	安 井 信 之	○	○	
9	植 松 勝 太 郎	○	○	
10	渡 辺 慧	○	○	
11	村 上 久 美	○	○	
12	鍋 谷 真 由 美	○	○	
13	中 江 正	○	○	
14	中 村 勝 利	○	○	
15	浜 口 勇	○	○	
16	秋 長 正 幸	○	○	

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日	第2日	
町 長	塩 田 幸 雄	○	○	
副 町 長	竹 内 章 介	○	○	
教 育 長	後 藤 巧	○	○	
政策統括監併任教育部長	松 本 篤	○	○	
総務部長兼総務課長	空 林 志 郎	○	○	
健 康 福 祉 部 長	松 尾 俊 男	○	○	
企 画 振 興 部 長	大 江 正 彦	○	○	
税 務 課 長	田 村 房 敬	○	○	
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎	○	○	
学 校 教 育 長	坂 東 民 哉	○	○	
商 工 観 光 課 長	山 本 真 也	○	○	
会 計 管 理 者	谷 部 達 海	○	○	
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○	○	
健康づくり福祉課長	大 下 淳	○	○	
社会教育課長	松 田 知 巳	○	○	
オ リ ー プ 課 長	城 博 史	○	○	
議 会 事 務 局 長	三 好 規 弘	○	○	
農 林 水 産 課 長	近 藤 伸 一	○	○	
人 権 対 策 課 長	丸 本 秀	○	○	
子育て共育課長	後 藤 正 樹	○	○	
内海病院事務長	岡 本 達 志	○	○	
高 齢 者 福 祉 課 長	濱 田 茂	○	○	
企 画 財 政 課 長	久 利 佳 秀	○	○	
水 道 課 長	唐 橋 幹 隆	○	○	
介護サービス課長兼介護老人保健施設事務長	堀 内 宏 美	○	○	
住 民 課 長	清 水 一 彦	○	○	

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三 好 規 弘

議事日程

別 紙 の と お り

平成25年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年12月18日（水）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 一般質問 11名
- 第4 議案第64号に対する決算特別委員会審査報告について
- 第5 報告第12号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について）（町長提出）
- 第6 議案第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（町長提出）
- 第7 議案第74号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第8 議案第75号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第9 議案第76号 小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について（町長提出）
- 第10 議案第77号 小豆島町障害者グループホーム条例について（町長提出）
- 第11 議案第78号 小豆島サイクリングターミナル条例を廃止する条例について（町長提出）
- 第12 議案第79号 電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約について（町長提出）
- 第13 議案第80号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）（町長提出）
- 第14 議案第81号 平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第15 議案第82号 平成25年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）（町長提出）
- 第16 議案第83号 平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）（町長提出）

平成25年第4回小豆島町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月19日（木）午前11時00分開議

第1 議案第77号「小豆島町障害者グループホーム条例について」に対する教育民生常任委員会審査報告

第2 議案第77号に対する討論及び採決

第3 議員派遣について

第4 閉会中の継続調査の申し出について（各常任委員長提出）

第5 閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員長提出）

開会 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） おはようございます。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

本日は、年の瀬も押し迫り、何かとご多忙のところ、ご参集くださいましてありがとうございます。今期定例会の議事日程等につきましては、去る12月11日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、去る11月5日に開催されました第54回四国地区町村議会議長会研修会におきまして、四国地区町村議会議長会表彰が行われましたので、表彰伝達式を行います。

○議会事務局長（三好規弘君） それでは、受賞者のお名前を申し上げますので、前へお進みください。

四国地区町村議会議長会表彰、村上久美殿。

○議長（秋長正幸君）

表彰状

小豆島町議会議員 村上久美殿

あなたは、町村議会議員として20年の長きにわたり地方自治の振興発展に寄与されました。その功績はまことに顕著であります。よって、ここに表彰します。

平成25年11月5日

四国地区町村議会議長会会長 関本良夫。

(拍 手)

おめでとうございます。

○議会事務局長（三好規弘君） 以上で表彰伝達式を終わります。

○議長（秋長正幸君） それでは、開会に当たり、町長から今期定例会招集のご挨拶があります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会12月定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本定例会では、報告1件、改正条例案3件、新規及び廃止条例案2件、契約案件1件、補正予算の審議4件を提案させていただきます。

議案の内容につきましては、後ほどご説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのご挨拶といたします。

○議長（秋長正幸君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第4回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告事項であります。9月11日以降12月10日までの主要事項に関する報告、監査委員からの出納例月検査執行状況報告書3件、平成25年度定期監査結果については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、2番谷康男議員、3番大川新也議員を指名しますので、よろしくお願いします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日18日と明日19日とし、会期は2日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日18日と明日19日の2日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 一般質問

○議長（秋長正幸君） 次、日程第3、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。15番浜口勇議員。

○15番（浜口 勇君） 小豆島オリーブバス株式会社の今後の運営についてお尋ねいたします。

小豆島オリーブバス株式会社の路線は、島の人たちにとりまして足であり、そして島を訪れる人たちにとっても必要なものであります。この会社の設立には、島民全てが出資者となっていて、将来もずっと存続させねばならない使命を持っております。この大切な小豆島オリーブバス株式会社を今後どのように運営すべきかについてお聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 浜口議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、小豆島オリーブバスは、小豆両町、自治会、地元企業が中心になって立ち上げた、まさに島民が株主の会社でありまして、交通弱者や観光客にとって欠くことのできない島民の足と認識をしております。今後の運営をどのようにするかのご質問でしたけれども、8月2日に開催されましたオリーブバス株式会社の臨時取締役会において、谷久社長が体調不良により辞任を申し出たことを受けまして、会社の体制立て直しのためには土庄町とも協力し両町から職員を派遣する方向で検討をしております。そのことにつきましては、8月29日の交通問題特別委員会でもご説明したとおりでございます。

しかし、谷久社長の体調がその後劇的に回復しておられまして、当時は会話もままならない状態でしたけれども、今では普通に会話も可能となっており、谷久社長

自身も復帰の意欲を示しておられるところでございます。このような状況を勘案して、職員を派遣するよりは会社経営に精通した谷久社長に引き続き会社運営をお任せすることがよいのではないかと現時点で私は考えております。9月議会におきまして、職員派遣に関する条例を提案し、ご議決いただいたところでありますけれども、ご理解を賜ればと思っております。

いずれにしましても、国、香川県と協議をする必要がありますので、関係方面とよく相談しながら、島民の足が守れるよう万全を期してまいりたいと思っております。

また、ご質問にありましたように、島民の足を守るということが最も大事なことでありますので、路線、ダイヤの抜本的な見直しを初め、公共交通全体の見直しを今後土庄町とともに進めていきたいと考えております。そのため、11月1日付で企画財政課内に交通問題対策室を設けて今後のあり方について検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、オリーブバスを存続させるためには、島民の皆さんが公共交通を守るお気持ちを持っていただき、利用していただきたいと思っております。皆さんにもよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 浜口議員。

○15番（浜口 勇君） わかりました。

今までは、私たちは両町から職員を出していくということで安心しとったんですけど、谷久社長さんが引き続き社長を続けていきたいという意向もあり、またそれが望ましいということであれば、それで結構だと思いますが、一つ気になるのは、両町から500万円ずつ、それから各町の自治会から200万円ずつ、計1,400万円の公

的資金というか、そういうもので、株式3千万円のうち1,400万円がそういう資金で構成されております。しかし、やはり町あるいは公がこの路線の存続について将来にわたって関与していくには、やはり過半数の株式、1,500万円以上を持つべきではないかなと思います。世の中には過半数を制したためにその会社の主導権を持って経営に当たるといふ、こういうことが行われ、場合によっちゃあ悲劇も起こっておりますし、過半数を両町あるいは公が持つべきではないかなと思いますけど。

というのは、取締役会が構成されて、株式は個人並びに会社がお持ちですけども、やはりスムーズな運営、あるいは取締役会がどうも機能してなかったんじゃないかなという気もしますし、そのように思いますけど、町長さんのご意見はいかがでしょう。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 今のご提案があったのはもっともなことだと思いますので、土庄町とも相談をして、そういう方向で検討したいと思います。

（15番浜口 勇君「終わります」と呼ぶ）

---

○議長（秋長正幸君） 3番大川新也議員。

○3番（大川新也君） それでは、私のほうから3点ほど質問したいと思います。

まず1点目、草壁港周辺の総合整備計画はということで、先日、草壁本町の住民の方から、草壁港埋め立ての完了予定が7年延長になるというふうな情報をお聞き

しました。昨年9月の議会で、町のほうの答弁としましては完了が2年後の予定ということをお聞きしましたが、そのあたりの情報が事実であるかどうか、理由等をお聞きしたいと思います。

また、昨日ですけど、夜、草壁本町の方から電話がありました。昨日、町また県のほうから職員の方がおいでになりまして、草壁本町自治会の役員を集めて、何年後になるという説明の会があったそうです。実際に私のところへは何の連絡もありませんでしたし、会にも行っておりません。これはどういうふうな経緯で、草壁本町だけの説明会で、私もこの議会で何遍か今までにそういうふうな質問をしてきたと思いますが、一切連絡もないというふうなことで、どのような状況でその会が行われているのかははっきりとしていただきたいと思います。私も一応草壁の議員として出ておりますので、そのあたりの情報は前もってなり会合等に呼んでいただけたらいいのではないかなと思います。

また、ここ数年で、草壁港の仮駐車場整備、また浮き栈橋の補修、上屋の新設、連絡通路上屋新設等で約5千万円を超える工事が終了、また今行われております。現在、高潮対策工事が予算4,700万円で現在工事中でございますが、国道436号線の拡幅予定も県が主体で話が前に行っているというようなことで、この国道の拡幅工事も一切私のほうには情報が流れてきませんでしたので、つけ加えておきます。

町としては、私が議会でも質問しましたバイパスの構想、また公衆トイレの設置、駐車場の整備等を含めて、草壁港の周辺の総合的な整備計画が果たしてあるのか、ただ単にその場その場で工事をやっているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。何分にも、公共工事、かなりの予算もありますが、そのあたりの草壁港周辺の整備、将来的に構想があるのかどうかを質問したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君）　まず、草壁地区の埋め立ての問題については、実施主体が香川県であるということで、先ほどご質問いただきましたように、昨晚の香川県が開催した報告会について私も報告を受けてませんし、きょう議会でこういうやりとりがあるということを前提にすると、小豆島町議会を軽視したものでありますし、私自身に対することも軽視されておる、極めて遺憾に感じます。

この埋め立てについては、先ほども申しあげましたように、実施主体が香川県であるということで、本当ならば事前にきちんと相談をするなり協議をしていただきたいところではありますが、手続が全部香川県がしてるという前提でお話をさせていただきます。

草壁地区埋め立ての期間延長に関しましては、11月25日に香川県が7年間の延長許可を取得したということでございます。ちょっと細かい説明なりますけれども、これまで草壁地区埋め立ての埋立材の種類として、大きく分けて2つありました。1つは建設残土としゅんせつ土、これが1つのグループ。それから、もう一つが安定型廃棄物でありまして、これは廃棄コンクリートを初めとする建設廃材、瓦、れんがなどといったものですけれども、これが安定型廃棄物であります。この2つを受け入れる埋立地として草壁地区の埋め立てがあったということでもありますけれども、今後の話として、今年の12月27日をもって、香川県としては草壁の埋め立ては安定型廃棄物のみを受け入れるという方針になったんだそうでございます。従来の方針は、建設残土、しゅんせつ土と安定型廃棄物の両方を受け入れるということになってまして、その方針によると年間1万5千立方メートルを受け入れるということに計算上なるそうでありまして、それでいくと残容量から見て2年程度で受け入れが終了するということになっておりまして、その前提で2年ということをこれまで説明してきたということでございます。

今回、香川県の方針が変わりまして、安定型廃棄物のみを受け入れと今後なりま

すので、その場合、年間1,500立方メートルにとどまります。埋め立ての残容量が1万立方メートルですので、計算しますと7年程度受け入れ期間が延長されることになるということになります。

草壁港の周辺整備に関して具体的な計画を小豆島町は策定してないわけですが、埋め立ての期間が2年から7年になったということは、小豆島町が草壁地区の周辺整備を考えるに当たって大きな事情変化だと思いますので、7年間このまま何もしないということは草壁港周辺整備にとってあってはいけないことだと思いますので、地元のほうでこういうかたについては優先的にしてほしいということがあれば、例えばトイレです。私も時々歩いたり、夜トイレがああたりにありませんので、例えばトイレの問題とか、必要であるということであれば予算化していく。いずれにしても、地元とよく連携をして今後対応するということが必要だと思っています。

詳細は担当課長が答弁いたします。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 町長より説明がありまして、私の連絡ミス等も今ご指摘を受けまして反省いたしております。

県のほうが、地元の草壁本町自治会役員さんという形で今回約50名の方に案内をかけたということで、オブザーバー的な形として私も昨日参加はいたしております。ですから、報告等がなされてなかったことにつきましては、今後こういうことがないように十分注意させていただきます。

そのような中で、草壁埋立対策協議会のほうに、前回平成20年度に行いました5年の延伸につきましても、この草壁本町自治会さんにこういった形で延伸しますという形の説明会をした経緯がございますもので、県のほうも前回同様の形で説明会をしたものと考えております。

7年間延びましたことにつきましては、先ほど町長のほうから説明がございましたように、年間平均が大体1万5千立方メートルの搬入がその時点で行われておりましたもので、約2年間受け入れが終了するのではないかとということで回答を行っております。

今回受け入れの部分につきましては、安定型廃棄物と呼ばれるコンクリート殻、アスファルト殻、陶磁器くずに限定して、小豆管内唯一の安定型廃棄物の最終処分場としての受け入れ場としたいということのように、県のほうで埋立計画の変更が伴ったためでございます。事業主体が香川県であり、地元小豆島町がどう考えるのかだけではなく、事業主体が出した方向性にも、先ほど申し上げましたように、やむを得ない理由等もございますことで、ご理解をいただきたいと考えております。

次に、草壁港周辺の整備につきましては、平成21年度から25年度において、議員の質問にあります事業を順次実施してきております。これら事業は、根幹的な社会資本整備事業を中期長期的な各種構想を踏まえ、手戻りとならないようにできる事業から整備を実施いたしております。

平成24年9月議会におきましても、大川議員に回答いたしておりました、あれにつきましてはあくまでも直近の2年後ぐらいにでき上がって、埋立地の利用計画等の変更とあわせて考えたいというような形で申し上げておりましたが、先ほど町長の説明がありましたように、7年間も延びると向こう10年間地元の要望としてのトイレにつきましてはどのように考えましょうかということ、きのう埋め立ての説明が終わった後、役員さんに町からの地元の意思確認をさせてくださいということで、地元のほうにもトイレの建設について地元で再度意見集約していただきたいというふうなことをお願いした次第でございます。

また、平成22年9月に質問を受けましたバイパス（草壁農免と西村農免を連結）構想の必要性は十分認識し引き継いでおりますが、農免道路整備工事を実施してい

た当時に連結を検討しておったようでございますが、残念ながら補助事業で実施できなかった理由もございます。災害等の防災面でのバイパス道路が必要と思っておりますが、まず、既存の主要幹線道路である国道の拡幅と歩道整備を実施し、円滑な通行機能を向上するとともに、草壁地区の高潮対策を実施して道路の防災対策の充実を図り、その上で財政的に可能な時点でバイパス道路整備を検討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） 町長と課長の答弁、同じような答弁でしたが、もうちょっと変わったお話があるんかと思いましたが、同じようなことでしたね。

連絡ミスというのは、ミスですか。頭から私には案内がなかったというように思えますけど、ミスやったんか。ミスいうたら、ちょっと私も納得できないですけど。そのあたりをちょっとはつきりしてください。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 私が町長へ報告をしてなかったのは私のミスと、それと大川議員への案内状につきましては配慮が足らなかったというふうに認識させてもらっております。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 香川県の態度、小豆島町議会の軽視、小豆島に対して軽視で、抗議したいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） こだわるようですけど、配慮が足らなかった、ちょっと納得できません、それは。同じ草壁の地区内で議員は呼んでくれない、県が主体かもわかりませんが、やはり町の職員が行っとんですから、その中で地元の意見も聞いてとんですから、一切私にはその意見が聞こえてこないということになんですよ。一番大事な草壁港、本当に先ほどの課長の答弁で拡幅します、確かに拡幅するのは構いませんが、草壁港周辺のあの道路が通れなくなったら本当に困るんですよ。そういう大事な拡幅の説明会にも、これも県が主体ですから町は関係ないと言われたらそれまでですけど、もう少し地元の間にも案内を、考慮するんじゃないしに、行けるか行けないかわかんないですけど案内をしていただくと、その情報は今回に限りましては地元だけじゃないしに、やはり私も議員として出とんですから情報は欲しいというふうなことがありますので、ぜひそのあたりよろしく願います。

それと、公衆トイレの件ですけど、当然これは7年も先の緑地公園でつくるというような話ではもってのほかなんで、緊急につくって検討していただきたいと思えます。瀬戸芸も終わりましたが、草壁港を利用される方はいつまでも内海フェリーのトイレにおんぶにだっこでは、町としてどのような考えがあるということも不審に思うようになってきますので、一企業に任せるんじゃないしに、町としてぜひ建築に向けて、緑地公園につくるのは7年後ですから、埋め立てのところへぜひお願いしたいと思います。

続きまして、2番目に入りたいと思えます。

内海病院外科の今後はということでお聞きしたいと思います。

先日、12月13日にて内海病院の外科診療が終了と外科受付窓口に掲示されております。外科、徳永先生が都合で退職されるそうですが、今後の診療体制はどのような

になっているのか。また、患者への個々の対応はなされていると思われませんが、何名かの方に、高齢者ですけど、今後内海病院の外科がなくなったら私たちはどうしたらいいんですかというような質問を受けました。個人的には、患者個々に、徳永先生かどなたかわかりませんが、どこそこへ行きなさいとか、週に1回香川医大のほうから先生がおいでますからそのときにとかいうふうな指示はあったそうですが、私に質問してきた方は何も聞いてないと。毎週外科に通っておるんですが、今後どうしたらいいのかという不安を抱いている方が何人もおいでだと思いますので、そのあたりの対応はどのようにになっているのでしょうか。

また、先日土庄町議会が、土庄中央病院の存続が危ぶまれている現状、新病院建設延期を土庄町長に申し入れしましたが、小豆島町また小豆島町議会への正式な申し入れはないというふうに私は考えております。町としまして、新病院建設は予定どおりと考えていくと私も思っておりますが、そのあたりの考え方を答弁をお願いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） まず、内海病院の外科診療体制の話については、後ほど久保院長から詳しくご説明をしていただきたいと思います。

徳永先生が家庭の事情でおやめになるということで、その後任の外科の先生を確保することは絶対緊急にやらなければいけないことですが、現時点ではそこに至っておりません。そこは申しわけなく思っていますが、今後とも町長として全力を尽くすことにしております。

それから、新しい病院についての状況ですけれども、その後土庄町議会から私に対してアプローチもありませんし、何ら説明も受けておりません。しかしながら、

岡田町長からは、何ら新しい病院をつくることについて方向、方針の変更ない旨、何度も確認をしているところでございます。新しい病院をつくるということは、小豆島の医療を守るために絶対になし遂げなければいけないことだと思っております。国、厚生労働省も香川県も現土庄町執行部も方針には何ら変わりはないということでございます。

○議長（秋長正幸君） 久保内海病院院長。

○内海病院院長（久保文芳君） 内海病院の久保です。

内海病院の外科の診療体制についてということなので、ご報告を、それと今後の方針について説明をしたいと思います。

今までは、平成15年から徳永先生が勤務してまして、10年7カ月勤務していただいております。一時は以前に勤めておりました河合医師と2人体制でしたが、数年前から1人体制ということになって、その時点で1人ではなかなか手術もできないということで、香川大学の消化器外科のほうから毎週水曜日に応援をいただいて、水曜日の午前中は大学の先生が外来をして午後から徳永先生と手術をするような体制で、年間外科の手術として100件余りの手術をしておりました。もちろん大きな全身麻酔をかける手術だけではなくて、局所麻酔ですむような手術も含めてということでしたが、今後そういうふうな手術が外科の常勤医がいない中ではなかなかできないというふうなことになりますので、そういう救急の手術については、今後高松の方の手術ができる病院の方でお願いするということになっていくだろうと思っております。

あと、緊急の外科というふうなことになってしまうんですが、現時点でも徳永医師1人だけで緊急の外科の手術はできないということで、香川県立中央病院や香川

大学の消化器外科に救急搬送という形で搬送しておりまして、急性期を終わった後に内海病院の方に帰られて、逆紹介を受けて術後の管理をするというような体制でしたので、救急体制についてはやはり同じようなことで。

ただ、その外科の患者さん、これは手術をしたほうがいいよっていう判断をするところは内科医師やほかの医師になってきますので、そこら辺のことについては今後、大学病院、県立中央病院の外科の先生方と相談しながら、受け入れ態勢を整えていきたいと考えております。

外来診療が毎日できなくなるということで、先ほど説明しましたように、香川大学のほうから毎週水曜日午前中外来診療をしていただいておりますので、それは継続するというので、一応3時ぐらいまではいてもらおうかっていうふうなことで今大学の医局と相談をしております。ちょうど本日、水曜日ですので、香川大学の方から外科の先生が来ていただいているという状況です。

ただ、週に1回の外科の診療でいいのかっていうところで、いろいろと高松の外科の先生方と相談をしまして、できるだけもうちょっと応援をしていただけないかっていうようなことで今検討中で実際に何曜日にどんな形でしてもらおうかというようなことを早急に決めようということで、1月からそういうふうな形をとっていききたいと思います。ただし、それも1月、2月、3月の3カ月間のことなんで、4月以降についてはまだ十分に決まっておられません。先ほど町長の説明がありましたように、やはり常勤医師が小豆島の中には必要だと。

実は、皆さんもご存じだろうと思いますが、土庄中央病院の外科の広瀬医師が近々にお亡くなりになったということで、土庄中央病院のほうも外科の入院診療というのができないという状態で、公立病院2つの病院の外科の常勤医師がいなくなった状況です。一応、小豆郡の医師会の中の外科系の先生もいらっしゃるんで、そこら辺についてはまた近日中に医師会ともまた会合を持つ機会をつくっております。

すので、またそういうところで島内の外科の先生方に外科系の先生方にも協力をいただくということ。

それと、やはり常勤医師を確保するっていうふうなことで、小豆島町、私個人的にも何人かの先生とお話はしてるんですが、なかなか今すぐ勤務できるというふうなことがないというようなことで、今後も常勤医師の招聘っていうなものは継続していきたいというふうに考えております。

ということで、非常に外科のほうの患者さんで手術をしてる患者さんに付き添いに行くっていうな家族の方のほうから、やっぱり毎日フェリーで高速艇で高松に通うのはしんどいっていうふうな声を、実はきのうの外来の中でも患者さんのほうから、私の外来に来てる患者さんから声を聞いておまして、やはり人口3万人の島の中に外科手術ができないというふうなことはやはり異常な環境だと思います。3次医療、非常に高度な外科系の手術については高松のほうの病院にお願いしないといけないと思いますけど、それ以前の2次的な手術、そういうなものができるような環境をやっぱり整備していくっていうようなことが、今後小豆島のためには必要だと思いますので、それこそ病院、行政、いろんな形でそういうふうな医師の招聘をやっていきますが、議員の方々にもそういうふうなところ、小豆島の出身の先生、やはりなかなか実際に帰ってきてくださいと言っても帰ってこれない環境もあると思いますけど、でも働きかけっていうふうなものを皆さんほうからもしていただくと、地元のほうの住民が助かるんじゃないかと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） ありがとうございます。

本当に近々に後任の先生を探さな、これで本当にだめだと思う、だめといいますか、今院長のお答えもありましたけど、島に公立病院の外科の先生がいないということは島民にとりましてすごい不安なことです、高松へ送ればよいというのはそれはもうその次の話なんで、まずは早急にこれを、我々も含めて外科医にぜひ常駐していただくように持っていきたいと思います。

土庄町のほうの関係ですけど、今後年を明けますとまた各地区で自治会の新年総会があると思います。その時点では、そしたら我々小豆島町としましては、病院は粛々と進んでいると、病院建設に関しましては進んでいると、土庄町内の問題であるというようなことで話を住民の方に説明をしても言ったらいいということによろしいですかね、町長。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） そのとおりだと思います。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） わかりました。ありがとうございました。

続きまして、時間もありませんから、3番目に行きたいと思います。

先日、議員視察研修で島根県美郷町、また広島県呉市を視察に行き感じたことがありました。どちらの庁舎でも、来客があると職員から先に気持ちいい挨拶が返ってきました。特に呉市役所は職員総立ちで心地よい挨拶で受け入れしていただき、議員視察という肩書があったから特にその市役所の挨拶がよかったのかもわかりませんが、本当に訪ねて気持ちのいい役所でした。

さて、平成23年9月でも、私のほうから職員の挨拶励行について質問をしましたが、質問当初、その後は少しは、あ、ちょっと挨拶ができるようになったかなというふうな感じも受けておりましたが、最近庁舎を訪れますと、各課のドアを入りましても、パソコンをにらんでる方がかなり多く、こちらから挨拶しても一生懸命仕事されてるいう方も大変多いように感じます。窓口へ行きますと、窓口の前に人が立っても対応していただけないというところをよく見かけるような気がします。23年9月の答弁でも、できるだけそれはやらなくてはいけないというふうなことで、町長みずからそういうふうな答弁があったと思いますので、やはり訪れやすい明るい庁舎を目指して、職員の意識の改革、また挨拶の励行は再度、これ何回もこういうなことを議会で質問すること自体がおかしいと思うんですけど、1回できちっとやってほしいということなんですけど、なぜか時期が過ぎるとそういうふうな態勢になってきていると思います。町民の方も、なんだあの受付へ行っても愛想もくそもないがなというふうなことをよく聞きます。特に、先日たまたま聞きましたのは、役場の出納室、これは香川県農協が指定金融機関で受付が2人座っておりますが、税金を持っていっても、にこりともせん、ありがとうございましたは言うかもわからんけど、にこりともしないというふうなことで、ガラス1枚あるからそのあたりなかなか親しみがわからないのかもしれないかもしれませんが、そのあたりも町としても、農協としても考えていかなければならないんじゃないかなと。内海庁舎としましたらあの出納室のあたりのところが玄関ですから、そのあたりの職員教育をお願いしたいと思いますが、そのあたりの考えをよろしくお願いします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 挨拶の励行につきましては、私自身も含めて反省すべき点

が多々あると思います。徹底的に挨拶がちゃんとできるようにしたいと思います。

総務部長から詳しくその説明をさせます。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 大川議員のご指摘のとおり、平成23年9月に一度そういうようなご指摘をいただきました。その後、町のほうとしましては、もちろん事あるごとに、職員の挨拶、それから住民の方に対する対応の向上、これらについては十分に指導をしてまいってきたところでございます。確かに、パソコンを使っておる状態の中で、そのパソコンの中でいろんな仕事が完結してしまいます。例えば、法令なんかもその中で見られるとかということでそれに集中をしておいて、なかなか住民の方に気づかないということもあるんですけども、それではいけないということで、各課で取り組みの方策の提案をしてもらいました。その中には、机の配置を工夫するとか、それから住民の方に動いてもらうのではなくって職員が動いて対応していくとか、それから専門用語を避けてわかりやすい表現で対応するとか、そういうことが出てまいりました。それから、実際に職員の研修も100人を超える職員に対して実施をいたしております。

その中で、やはり統一した職員の対応というのは必要であろうということで、庁内で接遇の改善を検討する会をつくりまして、実際に今、その、どういうふうなサービスをしていくか、どういうふうな対応をしていくかということのマニュアルを作成をいたしております。もうほとんど完成をしておるんですけども、今後におきましては、これをもとに職員研修を実施をして、それから実際にこれをつくった職員たちがリーダーとなって職員の資質を向上していくと、そういう形で進めてまいりたいと思いますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 大川議員。

○3番（大川新也君） 本当にこれは一番大切なことやと思いますし、働く人間にとってもやはり基本じゃないかなと思いますので、二度とこういうふうな質問をしなくてもいいように、町長みずからお願いしたいと思います。

また、庁舎内だけじゃなしに、地区内ですれ違ったときとかそういうなときも、私から見て、ああ、この人は役場の職員やなとわかりますんでね。向こうも、私の顔が怖いんかどうか知らんけど、なかなか挨拶してくれませんが、私はできるだけ顔を見たら挨拶をするんですけど、庁舎外でも、個人的な私用の時間でも町民の方全てが職員にとったらお客さんですので、ぜひ明るい職員をつくっていただきたいなあと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で終わります。

---

○議長（秋長正幸君） 2番谷康男議員。

○2番（谷 康男君） 私のほうからは、廃屋等にかかわる積極的な行政の関与についてお尋ねします。

昨年の6月議会でも質問させていただきましたが、空き家、廃屋対策として、条例の改正も含め検討するという答弁をいただいているがどうなっているのかと。

小豆島町だけでなく、最近もう全国的に廃屋となった建物が増加しておりまして、周辺住民に生活環境の悪化を引き起こしている。特に小豆島にあっては、観光地であり、その景観に対する阻害要因ともなっております。各地域において、一般の空き家、廃屋については自治会等で所有者との話し合いができるものもあります

が、大型の廃屋については行政に頼るしかないと思います。

そこで、現状の問題を解決するための手法を行政として検討しているのか。条例の改正についてはいろいろなハードルがあるかと思いますが、現行の法令の活用により、一定の対応は可能ではないのか。例えば、建築基準法による勧告、命令、消防法による命令、廃棄物処理法による命令。ここで訂正します、道路交通法ではなくて道路法です。道路法による命令、密集市街地整備法による勧告、景観法による命令、いずれの法律でも措置を講じない場合、代執行ができるとあるが、小豆島の場合は、このような法律を適用しての対策がとられるのかどうか。また町として、これら廃屋の所有者は当然登記簿謄本なんかで把握できると思いますが、法人の場合またはその法人が倒産してる場合、これプラス相続がなされていないという場合があるんですが、実際の権利者や管理者などの交渉相手を確認できているのかできるのか、そこらをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 空き家とか廃屋が生活環境上のいろんな問題を起こしてて、各自治体が困っているという状況は小豆島町のみならず全ての市町村に共通することだと思います。私もいろいろ勉強しましたがけれども、現行の法制度、いろいろ法律を上げられましたけれども、その法律で、例えば坂手のホテルのような景観をよくするために強制執行したり、代執行したりするということは、現行の法制度では無理だと思います。生命の危機があるとか著しい生活環境の支障があるとか、そういう場合は割り合い法律による強制執行とかができる可能性がありますけど、景観とかいうレベルでは現行の法律では無理だと思っています。

じゃあ、条例でできるかということになるんですけども、条例においても、法

律でできないことを条例でするのはとてもとても困難なことであります。とりわけ所有者がいる場合に、所有者の意向に反して自治体なりが別の強制的なことをするというのは、相当ハードルが高いというか、多分憲法第29条がある限り非常に難しいと思っています。

しかしながら、所有者が判明しない場合、今どういう関係になっているかわからないような場合については、法的に手当てをすれば代執行とかできるんじゃないかと思っています。幸いなことに、国のほうで、議員立法でそういうことをできるようにしようという動きがあると聞いてますので、議員立法でその法律ができれば、その法律を受けて小豆島町でもいろんな対策ができると思っています。

しかしながら、議員立法もいつごろ、どのようなものになるかははっきりしませんので、もしそれが相当時間がかかるようであれば、所有者がはっきりしてる場合は別にして、所有者が判明しない場合、それについては小豆島独自の条例をつくって対応できるのではないかと現時点では考えて、多分、谷議員が関心の坂手には2つ残っている、1つは所有者がはっきりしてますので、そのホテルについては所有者の方と相談をさせていただきたいと思います。景観上、小豆島町としていろんな対応をしたいので協力していただけるかどうかについて相談の上対応できることはできると思いますが、所有者が判明してない、権利関係がはっきりしないものについては、条例をつくって、一定期間公告をして申し出がない場合、小豆島町で代執行という形でいろんな対応をするということにしたいと現時点では考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 谷議員。

○2番（谷 康男君） 権利関係がはっきりしないものについては考えていただく

と。

これ先ほどの法令の中ですけど、要するに各課にまたがっているわけなんです。ですから、やはりこれは建設課だとかやるんじゃないかと、町の中においていろんな角度から考えてもらわないといけないというのと、1つ私が疑問に思うのが、相続がされてないということは、もう亡くなられて死んだ方の名義のものがかなりある。これを、例えば強制的に誰かの所有物にするとか、町はどういった形で、手を出せないのかわかりませんが、今まで過去にもありましたが、用地買収とかなんとかで私がかかわったことがあるんですけども、最終的に100年近く前にのうなった方の、買収に当たっての同意の印鑑が、私がかかわったもので26、全国に散らばってました。あるところでのものについては、70を過ぎたような形、70人の同意をとらないと名義の書きかえができない。これをどこかで考えないといかん、誰が考えるのかわかりませんが。

それと、さっきの町長がおっしゃった所有権のはっきりしない物件、もう40年近く廃屋になったままで何ら策が講じられてない土地、それが誰に権限があつてというのは当然あります。だから、そこらを、議員立法が早目にできるのかどうかはわかりませんが、議員立法なりなんなりができるできない、条例を改正する改正しないにかかわらず、そこらのある程度の範囲のここはどうなっているこうなっている、ここは完全に廃屋であるとか、そういったものを全部が全部それを町の行政でやれというわけではなくて、地元と協力して、そういった形のデータベースなりなんなり、もしくは条例改正とか、立法化される前にやはりそういう協議会なり、地元と行政と、それと専門家というような準備段階とか、条例とか法令のそういったものを検討してはどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 議員立法のことにつきましては、来年の1月から始まる通常国会中にそういう法律ができるのであればその法案で対応できると思いますが、議員立法が次期通常国会で成立することがないのであれば、独自の条例をつくりたいと思っています。

それから、相続をしていない土地とか建物がいっぱいあって町のプランニングをするのに大変な支障になっているというのは、小豆島町のみならず全国の自治体が本当に困っています。これは、立法措置が100%必要なので、民法なりいろんな法律の改正を一日も早く国のほうでやっていただきたいと思っています。それがない限り解決不可能な話だと理解しております。

○議長（秋長正幸君） 谷議員。

○2番（谷 康男君） 条例、立法のほうはわかりました。

こういった協議会とか、そういったものを立ち上げるなりなんなりとのお考えはないのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 坂手にあるホテルを念頭に置いているという。一般論としては、具体的なものがないと協議会をとというのは私はイメージができませんが、例えば坂手のあのホテルをどうするかということで地元とやりとりになれば、それは大賛成です。

○議長（秋長正幸君） 谷議員。

○2番（谷 康男君） 地元と相談しまして、ぜひそういった形で前向きにやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

---

○議長（秋長正幸君） 8番安井信之議員。

○8番（安井信之君） 私は2つのことについてお考えを聞きたいと思います。

まず最初に、全国学力テストの結果の取り扱いについて教育長にお伺いしたいと思います。

今までにいろいろ議論があった全国学力テストの結果公表について、文科省の見解が変化してきています。

そこで、小豆島町教育委員会としてはどのような対応を検討しているのか伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 安井議員のご質問にお答えします。

全国学力・学習状況調査についてのご質問ですが、平成19年度より日本全国の小学校6年生の全員を対象として国語と算数の2教科、中学校3年生は国語と数学の2教科について行われておりまして、一般に全国学力テストとも呼ばれております。目的としては、第一に児童・生徒の学力の状況が客観的に把握できることが上げられます。また、児童・生徒の学力と学習、生活環境の関連が分析できる、また成績が上位の自治体、学校の教育方法を他の自治体、学校が参考にしやすくなる、

児童・生徒にとっては学習の内容の振り返りができるなどがあります。

文部科学省は、この調査結果の公表については、1960年代に廃止されました旧学力テストで学校や地域間の競争が過熱し、対策補習や不正行為などで混乱した苦い歴史から、テスト実施要領で学校別成績の公表は認めておらず、例外的に学校がみずからの判断で保護者や地域向けに公表することだけを認めておりました。

このため、小豆島町では、平均正答率などの数値は公表しておりませんが、学校ごとに学校だより等などを通じて、例えば国語の知識に関する問題はこういうところがよくできておりましたとか、算数の活用に関する問題は2つのことをあわせて考えることが弱いとか、そういう分析結果だけはお知らせしておりました。

一方で、これまでも公表の賛否についていろいろと議論がございましたが、平成25年11月29日、文部科学省から平成26年度の全国学力・学習状況調査について、これまでの都道府県単位での公表に加え市区町村教育委員会の判断で学校ごとの成績公表を認めるとの発表がありました。今回の改定では、学校名と平均正答率などの数値だけの公表を認めておらず、平均正答率などの数値に加え分析結果をあわせて公表し、今後の改善方策も示すよう求められております。公表内容の方法については、学校と事前に十分に相談し、数値を一覧にしたり順位づけをすることはしないこと、学校や地域の実情に応じ、個別の学校や地域の結果を公表しないことなど、必要な配慮を行う必要があります。

また、平成25年度までの全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となっております。

以上のこと踏まえて、小豆島町では、平成26年度から、小豆島町全体の平均正答率及び分析結果、改善方策を示す方向で今現在考えております。

学校ごとの公表については、小学校は公表する考えはありませんけども、中学校は来年は小豆島中学校の1校となるために、小豆島町全体イコール小豆島中学校と

なりまして、個別の学校の公表となります。小豆島町全体の公表をするという考えから、中学校についても公表する方向ですけれども、学校の意見を十分に聞いて最終判断をしてみたいと思いますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） 大分今までに比べてまだましになってきたんかなと思います。ある程度議会としても学校教育というふうな部分に関しては関与していくというふうな部分が必要ではないかなと思っております。子供たちの学習を、日ごろ町長なりが言ってます、勉強なりを高めていくことが小豆島の発展につながるというふうなことでありますので、議会としてもその辺の考えなりをただしていけないといけないと思いますので、その辺はいろいろな会で検討できる数値並びにそれが開示できるところでしてもらったらなと思っております。その辺の考えはどうでしょう。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今安井議員から質問がありましたけれども、議会に対してということでございますけれども、私たちの一つとしては、学校訪問等に議員さんにぜひ来てもらって、学校現場の実際の様子を見てほしいということが1点あります。もう一点は、数値等の公表については、どれだけ出せるかわかりませんが、できるだけ議員の皆さんに対してもできる範囲で出せるように検討してみたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君）　続きまして、新病院の行方について、町長のお考えを聞きたいと思います。

新聞報道でいろいろ気になる報道があり、新病院に対する臆測が住民の方から聞こえてきています。教育民生常任委員会で現状についての説明がありましたが、難題山積だと感じました。病院の整備が、小豆島の安心・安全の必須条件であると考えます。また、そのことが引き起こす影響は、人口減少に拍車をかけ、島の産業、経済、住民の生活に大きな問題を投げかけてくると確信しています。新病院の整備が小豆島の未来を左右すると考えますが、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君）　町長。

○町長（塩田幸雄君）　新しい病院をつくる、2つある公立病院を1つにしてそこに医師を集中することが、小豆島の医療を守ることにもなりますし、小豆島の今後の発展に不可欠だという私の考えには微動だにするものはございません。そのこと以外に医師をちゃんと確保できることはない、断言をしたいと思います。

新しい病院をつくることについては、香川大学、それから、順序はいろいろなんですが、厚生労働省、香川県、香川県の医師会、いろんところが応援してくれると言っているチームの中での話ですので、これ以外の方策はないということで、私自身も自分はこのために帰ってきたと思ってますので、このことができないようであれば小豆島の将来はないというぐらい思い込んでますので、絶対的に頑張っていくという、何ら方針に変わりはありません。

○議長（秋長正幸君）　安井議員。

○8番（安井信之君） けさの新聞で、土庄の町長選の候補者の意見がありました。その中で、土庄中央病院を存続するためというふうな文言もありました。そういうことが、今やっている部分に関して、土庄町議会の申し入れ等もありますが、その辺ちょっと違う方向に行く可能性も出てきとんかなと。そういうふうな中で島の医療はきちんとして守っていくんやというふうな中で、もし今回医療組合を構成している土庄町が抜けるというふうな場合になったとしても、小豆島町としては小豆島の医療を考えていくというふうな強い意志なりを示す必要があると思います。最悪の場合を考えての話ですが、そうなった場合、1町でやっていくというわけになってきますので、その辺は県なりと協議して、県と小豆島町が一体となって島の医療を守っていくんやというふうな気持ちを持っていかないといけないと思いますが、その辺町長のお考えはどうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 私は、土庄町長選挙に立候補されてる方から直接お話を聞いたことがないので、どのようなお考えかっていうのは理解してません。そういう前提で答弁をさせていただきますが、当面、内海病院も土庄中央病院もきちんとした病院として存続させる努力を最優先でやらねばならない。そういう意味で、土庄中央病院の存続は必要だということは正しいことだと思っています。でなければ、新しい病院ができるまでの間、両町の医療が不十分になりますので、まず両方の病院の存続に向けて両町がそれぞれの責任で全力を尽くす、それはそのとおりだと思いますが、その後の動向について、土庄町が脱落するとかという仮定の問題ですが、答えられませんけども、要するに小豆島の中に医者がちゃんと来る、きちんとした病院を1つつくるということでありまして、その考えは微動だにしませんの

で、ご安心ください。

○議長（秋長正幸君） 安井議員。

○8番（安井信之君） その考えを持って前へ進んでいってもらいたいと思います。

以上で終わります。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。再開は10時50分といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

○4番（柴田初子君） 胃がん対策、具体的には胃がんリスク検診（胃部ABC検診）の導入についてお伺いいたします。

ABC検診は、胃がんの原因とされるピロリ菌、感染の有無と感染によりダメージを受けた胃粘膜の萎縮度を血液検査で調べるものです。ピロリ菌の感染が確認され、精密検査によって慢性胃炎等と診断された場合、ピロリ菌の除去治療を行うことによって胃がんの発症を未然に防ぐというものです。このピロリ菌は1982年に発見されました。正式名称はヘリコバクター・ピロリ菌です。ピロリ菌に感染した場合、炎症による痛みなどの自覚症状が少なく、数十年という長い時間をかけて慢性

胃炎に進行すると言われていています。ピロリ菌感染により慢性胃炎を発症し、その一部が胃潰瘍や十二指腸潰瘍、やがて胃がんを発症します。慢性胃炎が続くと胃がんのリスクが高くなるのです。

日本は先進国の中でも特に胃がんの発症率が高く、年間約5万人のとうとい命が失われています。胃がん患者の98%がこのピロリ菌感染者とも言われています。このピロリ菌感染者は、日本人の中では3,500万人と言われていて、特に50歳以上の人の割合が高い。これは、幼少期に上下水道の整備が十分ではなく、ピロリ菌に感染した飲み水や食物などから感染したと考えられています。現在では、生活環境が改善されてピロリ菌保菌者は減少傾向にありますが、ゴキブリがピロリ菌を運んでいる可能性が指摘されております。

国のピロリ菌対策は大きく前進をいたしました。ピロリ菌と胃がんの因果関係を認めて、本年の2月より、検査によってピロリ菌感染の有無を調べて、内視鏡で胃炎等確認されればピロリ菌の除去治療に保険が適用されるようになっております。これまで、胃がん、胃潰瘍などに進行する前の慢性胃炎などのピロリ菌除去治療は保険対象外でしたが、保険が適用されることで胃がんの予防と除菌による患者数の減少が期待されています。

しかし、ピロリ菌の除菌については保険適用となりましたが、ピロリ菌の感染検査に関することはまだ従来と変わらない状況であります。こうした中でも、全国的には既に胃がんリスク検診を導入している自治体もあります。今年からだ、神奈川県は田原市、福岡県は川崎市などです。バリウム検査や胃カメラ検査よりも血液検査で判定できるために検査を受ける方の負担は少なく、受診率の向上が期待もされる、胃がん予防の早期発見につながるこの検査、また長期的には町の医療費削減効果も期待できるのではないのでしょうか。

そこで、この胃がんリスク検診の導入についてどのようにお考えか。

もう一つ、ピロリ菌の感染がなければ、バリウム検査の回数も減らすことができます。そのために必要な感染の有無の検査を推進することについてはどのようにお考えになりますか。よろしく申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員の質問にお答えをいたします。

小豆島町が行う胃がん検診は、健康増進法第19条に基づく健康増進事業として位置づけられ、がん検診実施のための指針を基本に、40歳以上の方を対象に年1回、胃部エックス線検査を行うものです。小豆島町でも、昨年1年間に979名の方が受診し、その中で2名の方の胃がんが発見されました。

ご指摘のように、胃がんにはピロリ菌感染が深くかかわっており、ピロリ菌感染によって胃粘膜の萎縮が進むなど、胃がんが発生しやすくなると言われています。胃がんリスク検診は、ピロリ菌の感染の有無や胃粘膜の萎縮度を測定することで胃がんなどが発生しやすい状態であるかどうかを検査するもので、胃がんそのものを発見するものではありません。胃がんリスク検診を受けた結果、AからDの4つの段階に判断され、A以外の方は、胃内視鏡検査を受ける必要があります。その中でピロリ菌の除菌治療が必要となった場合は治療が始まります。結果によって、その後の胃内視鏡検査が不必要か必要であれば、1年ごとか2年ごと、あるいは3年ごとに必要なかが判定されます。このリスク検診、胃内視鏡検査、ピロリ菌除去の3つが一体となって進めていくもので、医療機関との連携や体制づくりが不可欠です。治療をした方でも、その後の胃の検診は必要です。現在行っている胃部エックス線検査は、胃がんと食道、胃、十二指腸の評価を総合的に行う検査です。胃がんの発症予防（1次予防）のための方法としてピロリ菌検査は必要な検査だと考えますが、

今後公費で行うのか、行うとしたらどういった検診体制で進めていくのかなど、国、県、県内の市町の動向を見ながら検討していきたいと思います。まずは、より多くの住民の方にごがん検診を受けていただくよう、2次予防である検診事業を推進していきたいと思います。

また、胃がんの予防においては、食生活の改善や禁煙等の1次予防も大切であることから、がん予防健康教育を継続して実施してまいります。以上です。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4番（柴田初子君） 胃がん検診の受診率、これは979名っていうのは今年だけなんですか。過去5年間はどのように受診率はあったのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 過去5年間の受診率ということでございます。

申し上げますと、平成21年度が583人でございます。22年度が491人、23年度が438人と500人前後の受診者数でございまして、受診率につきましては10%にいかない状況でありましたが、昨年平成24年におきましては、979人ということで、従来の倍以上の皆さんが検診を受けました。受診率につきましては、十五、六%の数字が出ております。今年度は今のところ600人ぐらいで、前年よりは少なくなっておりますが、胃がんに対する意識の向上になってきているのかなと思っています。

○議長（秋長正幸君） 柴田議員。

○4番（柴田初子君） それと、少し前の四国新聞にちょっと載ってたんですけども、岡山県の真庭市っていうところで中学生に尿検査でピロリ菌を見つけるっていうのを進めたっていう記事を読みました。小学生ぐらいで見つかるらしいんですけども、その治療ができないということで、中学生ぐらいだと大人と同じ薬が使えるということで、いろいろ公費を使ったりとかいうふうにして進めているっていう、ことしの10月ごろの記事だったと思うんですけども、あったんですけども、生徒たちにそういうふうに早目の検査というか、そういうのをするっていうのはいかがなんでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） ピロリ菌の感染と胃がんとの関係でございますけども、ピロリ菌の感染があっても胃がんになる人はごく一部というふうに聞いてございます。ただし、胃がんになった人のピロリ菌検査をいたしますと、議員がおっしゃられますように、多くの方が感染をしておるといふ研究結果も出ております。何らかの因果関係はあるかもわかりませんが、ピロリ菌検査は感染しているかどうかとの検査でございます。胃がんを発見する検査ではございませんので、やはり胃がん検診をしっかりと受ける必要があると思っております。

よって、現段階におきましては、国が定めております胃がん検診ガイドライン、これに沿いまして検査を進めていくことが望ましいと考えております。今後がん検診を初めとする各種がん検診の全般の必要性を踏まえまして、ピロリ菌検査につきましても検証していきたいと考えております。

（4番柴田初子君「ありがとうございます。終わります」と呼ぶ）

---

○議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

○13番（中江 正君） 私は、先ほど来から町長の答弁、決意を聞いたわけですが、小豆島町内で医療を受けられる安心・安全、便利な非常に高い充実した建設をお願いしたいということで、粛々と着々と新病院に取り組んでいただきたいということから質問をいたしたいと思います。

粛々と医・職・住の確保を。

新病院の必要性と両町会の積極的な取り組みを評価しています。私は、元交通労働者の立場から、定期バスのお客さんを病院玄関まで入れる提案をいたしました。ご理解いただきました。その部分は安心しています。土庄の富丘文化センターの館長からの新交通システムの提案を拝見しました。その提案を見ますと、新病院内に配車ステーションを設置し、患者の予約に連動して配車計画を立て、島内の各方面よりタクシー及びワンボックスカーで送迎を行う。あらかじめ患者の自宅をGPS機能を使って登録し、カーナビもしくはスマートフォンを使ってナビを行うとあります。病院と連動した送迎車の受け入れを、高齢化と交通事故防止として捉えていて同感しています。

また、土庄で行われた病院統合の会議で、小豆島には医・職・住が必要との発言も忘れられません。新病院の建設は、どうしても必要なことだからと考え、みんなが賛成し進んできたと思います。土庄町との関係もあり大変ですが、粛々と着々と必要な準備を続けていただき、よい病院が予定どおり完成することを望んでいます。確かに、病気を治しに来ている中で交通事故に遭っては何もならないと思います。土庄の中央病院前、国道のひき逃げ死亡事故も忘れられず、まだ解決もしていないと思います。粛々と医・職・住の確保を進めるために、新病院の完成に向けた決意と進捗状況をお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 公立病院の再編による高い水準の医療の確保ということは、これまでも何度も申し上げましたように、島民の安心・安全はもとより小豆島がこれから発展していく上で欠くことができないものだと考えておりまして、新しい病院づくりについてはしっかりと今後とも取り組んでいくつもりでございます。

新病院に係る交通面の安全対策についても、これまで何度も中江議員からご質問をいただきまして、ご意見も踏まえて設計段階からその対応について検討を行ってきているところでございます。具体的には、バスやタクシーの新病院敷地内への乗り入れが可能となるよう、安全対策を講じることにしていますし、進入口の国道につきましても、バスの乗り入れを想定して渋滞緩和、あるいは交通安全対策の面からも道路所管の県や警察とも協議を行い、道路の拡幅、信号機の設置などの対策を要請してきたところでございます。さらに、具体的なバスの乗り入れ、通院における交通手段の確保については、今後公共交通である路線バスを運行しているオリーブバスとの協議などを含め、利便性の確保を図りたいと考えています。

詳細は担当部長から説明いたします。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） ご質問にありました土庄町立富丘文化センターの館長によります新交通システムの導入についての提案につきましては、昨年夏ごろに館長が小豆医療組合の事務局をお訪ねになって資料を渡されたというふうに聞いております。

その提案の内容につきましては、新病院への交通手段を中心に高齢化に起因する

交通安全対策の必要性と移動手段の確保、いわゆるデマンド交通システムの構築に関することで、私案として作成されたものと理解をいたしております。

その中で、配車ステーションを病院内につくることなど、その方策が示されておりますが、新病院の交通安全対策につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、これまでも中江議員からのご提言やご質問にもお答えをしてきたように、新病院の基本設計段階から取り組んでいる事項でもございます。

具体的には、バスやタクシーの敷地内への乗り入れを可能としている点や進入口付近の国道につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、右折車線や信号機の設置あるいは横断歩道など、県や警察のご協力もいただきながら交通安全への対策を講じていくということにいたしております。

また、新病院への移動手段としてのデマンド交通システムにつきましては、公共交通であるオリーブバスとの関連を考慮しながら、今後検討すべき内容であると考えております。

ただし、この移動手段という問題は、新病院の通院だけに限らず、買い物でありますとか、各港との連絡など、自家用車を持たない、あるいは運転することができない人たち全体の問題として対策を講じていく必要があると考えております。町では、今年度中に高齢者を対象に生活支援のための実態、ニーズ調査を実施することにしておりますので、その中で実態や要望をより詳しく把握して、具体策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それからもう一点、新病院の進捗状況につきましては、医療組合によりますと、予定どおり11月末ごろに実施設計を終え、現在建築確認申請中で、指摘のあった部分の一部修正を行っておりますので、28年の春の開院に向けてほぼ予定どおり進捗しているということをご理解いただきたいと思います。

直近の予定につきましては、入札、工事着手ということになりますが、地域医療

再生基金の交付要件というのがありましたが、その交付要件が、3月末までの従来工事着工というのが実施設計完了までということで、時間的には緩和をされております。したがって、実施設計の建築確認済証の交付をもって当該基金の交付要件を満たすということになりますので、この12月にも交付をされればその要件を満たすということになります。したがって、3月中の工事着手が4月にずれ込んだといたしましても、この点に関しましては特に問題はないと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 中江議員。

○13番（中江 正君） まず初めに、移動手段ですけど、このシミュレーションを組んで、デマンドバス体制です。私たちも年をとればいわゆる生活手段の車が乗れなくなります。かなり増えると思うんです。それで、路線バスだけでは、自宅から路線バスへ乗る、これがなかなか困難な状態になってくると思うんです。八木館長のシミュレーションを基本設計の前に審議していただきまして、これらを加味していただきたいと。先ほども答弁がありましたけど、前向きにそのような案を交通安全対策面から見ても取り入れてもらいたいなど、このように思っております。

この移動手段はこれで結構ですけど、先ほど最後に新病院建設の中でただいま土庄のほうから申し入れがあって、今異議が生じておるわけですけど、もし仮にこの交付が満たされない場合に進捗状況はどうなるのか、補助金の問題もあるし、5年計画、これが28年度の春、4月ごろだと今聞いたんですけど、このシミュレーションを組んでいる中、計画上その間に異議が生じた場合、いわゆる延期とか中止とか、割合分担がどうやこうやとまた出てくると思うんですけど、そんな中で果たして28年度の春、開院できるかなと。町長は決意を述べていただいたんですけど、もうち

よっと詳細にお願いしたいなと思います、異議が生じた場合。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 先ほどご説明いたしましたように、工事着手というのは厚生労働省が出しておりますQアンドAで示されております。工事着手につきましては、3月末というのが交付要件でしたのが、先ほど申しあげましたように実施設計の完了をもってということで、もう既にその要件はこの末には満たされようとしております。それ以後の、完成の日付がいつまでかというのは明示はされておきませんので、それが多少延長になったといたしましても特に問題はないであろうと思います。

ただ、延期、中断ということは、私どもも今想定して作業は進めておりません。議員がおっしゃられたように粛々と作業を進めておりますので、そういったことが生じた場合はまた考えていかなければならないんですが、そういう想定は今のところいたしておりません。粛々とやっております。したがって、多少工期が伸びたとしても特に問題はないものと考えております。

○議長（秋長正幸君） 中江議員。

○13番（中江 正君） ありがとうございます。これで、ややちょっと一安心したように思います。

先ほど来から答弁で町長は決意を述べたわけですけど、私はもう一回町長に、町長の責任じゃないんです、我々も責任があるし、住民にも責任があるんです。だから、ぜひともこれは粛々と着々と新病院建設に向けていってほしいと思うんで

すけど、再度お願いします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 新しい病院をつくるということは小豆島町議会、土庄町議会で正式に決定していることであります。そのために新しい医療組合と1つの地方自治体をつくっているわけですから、それを遂行しないというのは論理的に考えてあり得ない話だと思っておりますので、もし土庄町議会が正式にもう一度議決をして離脱をするという決議をして初めて議論、ああそういうことになったんだなということになりますので、粛々とやることが我々の義務だと思います。

（13番中江 正君「どうもありがとうございました。以上で終わります」と呼ぶ）

---

○議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

○6番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思います。

最初に、高潮対策と石垣対策など、地域の安全確保についてでございます。

平成16年の高潮では、田ノ浦地区海岸の漁船置き場に置いていた小さな船が高潮で浮き上がって、バス停横の民家にぶつかって冷蔵庫が倒れたり、住民も必死で避難したようでございます。昭和20年以来の高潮と言われまして、甚大な被害で小豆島一円でした。当時、県のアクションプログラムのABC3段階で実行すると発表があり、内海町と池田町の合併後も高潮対策は県と町で進められ、随分改善しております。しかし、映画村近くの内海湾側に漁業用の船置き場が

あいたままでございます。高潮対策のパラペットはありません。もう一度高潮や津波が来れば映画村はつかると思います。近くの民家の大きい排水溝の逆支弁もついておりませんでした。また、この10月には二十四の瞳映画村の駐車場に私の車を置いておりましたが、すごい風で他の自家用車も塩水がかかって真っ白になっていました。あの地域のパラペットは途中まで改善されておりますが、石ころがむき出しの古いものが残っており改善されておられません、真っすぐでございます。吹き上がった波がかかっています。約1キロあるこのパラペットは、高潮、津波対策と駐車場の潮風対策も必要だと思います。

また、田ノ浦のバス停なんですけど、海側にあります。地域住民が歩いて渡るための横断歩道はございません。道がよくなっていますので、車はスピードを緩めないそうでございます。横断歩道の必要性もあると思います。

古江地区も平成16年当時、高潮で甚大な被害に遭いました。県と町で取り組んだ高潮対策で、海側の安全というのは、地元の人々の協議の末に大いに前進しています。しかし、当時から山崩れの対策は必要でした。特に星くずの村の石垣対策は住民要求で強いものがございます。あの石垣は、約50年前につくられしっかりしていましたが、約5メートルもの高さがあり、すぐ下の住民は台風ごとに避難を続けております。施設は企業のものでありますから、いかんともしがたいものがあり、大きな課題として残っております。今年の9月末に信州大学の平松教授が視察されましたけども、石垣の間から木が生えて大きくなっていました。東側に当たる民家のすぐ上には、運動場から流れてくる水の跡があり、苔の筋も見えていました。石垣の間の木も大きく成長しており、そのままにしておいても、切っても危ない状態で、崩れる可能性は非常に高いと思います。この問題で、3年前、町の答弁は木は小さく企業がすべきことだというものでございました。しかし、その企業は数年前から自治会費も払えなくなっていると聞いております。決めつけるわけではございませんが、

住民に安心してもらおう企業の石垣対策というのは非常に難しいと思っています。すぐ下の住民は半世紀近くも早目の避難を続けています。南海トラフによる地震や津波の危険性も繰り返し言われる中、この場所の石垣対策は待ったなしだと思います。名案はないのかと香川県も訪ね、12月3日には県出張所と小豆島町の建設課にも来ていただきました。

県によると、土砂災害防止法による調査が済んだとのことで、イエローゾーン、レッドゾーンについても説明がございました。自然の傾斜じゃなく企業がつくった石垣のすぐ下の住民の安全性が問われております。これ以上先送りはすべきじゃないと思います。何かよい方法はないものか、総じて町の安全対策についてお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員から、田浦地区の高潮対策、バス停付近の横断歩道の設置、古江地区の石垣の保全対策についてご質問をいただきました。

まず、田浦地区の高潮対策ですけれども、映画村は年間20万人の観光客をお迎えする小豆島町の観光財産でありますことから、海岸の管理者である香川県に早期の改良事業着手を要望したいと思います。

2点目のバス停付近の横断歩道の設置ですけれども、これにつきましても関係機関と協議した上、早期の設置が行われるよう要望をしたいと思います。

3点目の古江の民間団体が持っている石垣の保全対策ですけれども、これ民間団体の所有物件であることから、現行の法律の枠組みの中で小豆島町のみで対策は難しいということは事実としてございますが、なかなか難しい問題でありますけれども、一度担当課長なりに、所有者と意見交換、多分これまでしてないと聞いており

ますので、所有者との意見交換をまずしてみたいと考えております。

詳細は担当課長が説明します。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） まず、ご質問にあります映画村付近の海岸で  
ございます。こちら、農林水産省が所管します農地海岸で香川県が管理します三角  
海岸というものでございます。

まず、農地海岸につきましては、当然高潮、それから波浪、津波などの災害から  
農地、農業を守るとともに、国土の保全に資する重要な役割を担ってございます。

この三角海岸の護岸の延長につきましては約1,450メートル、建設年次、こちら  
のほうの不詳となっております。県の資料におきましては、昭和37年、こちらに  
766メートルの護岸を災害復旧事業によって改修したということでございまして、  
その後は小規模な修繕工事、それから台風時の見回りということで維持管理を実施  
していると聞いてございます。

パラペットの修理につきましては、築造後、約50年経過してございますので、コ  
ンクリートももう砕石が露出している部分、それから一部ひび割れが見られるこ  
と、また越波、これについても認識しておりますので、陸閘とかフラップゲート—  
—逆止弁ですね—の問題もあわせまして管理者であります県へ要望を続けてま  
いりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上  
です。

○議長（秋長正幸君） 住民課長。

○住民課長（清水一彦君） 森議員の質問にございました横断歩道の必要性についてお答えさせていただきます。

ご質問のとおり、現在田浦バス停付近には横断歩道がなく、バス乗車等においての道路横断に危険性が伴っていることは存じております。

その対策として、横断歩道の新設については、まず地元自治会から要望書を上げていただき、小豆警察交通課、小豆総合事務所道路課と協議し、現場確認を実施することになります。横断歩道の設置が必要と判断されましたら、交通事故多発地点等の現地診断申請書を県の交通安全所管課に提出後、5月に現地診断を実施し採択に至ることになります。この場合、現地診断を実施したからといって必ずしも横断歩道が設置されるとは限りませんが、交通安全担当課として強く要望してまいります。以上です。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） ご質問の古江地区の石垣につきましては、3年前に比べまして石垣の手入れは悪くなっておりますことを現認いたしております。石垣本体に生ずる狂い等の形状変化につきましては、ほとんどない状態と認識いたしました。石垣崩壊の危機に直ちに直面している状況と判断することもなかなか難しい状況ではないかなというふうな認識は持っております。

森議員におかれましては、現地の状況に対応した現行制度におけるハード事業での対応が、現地の状況が自然の崖でなく人工的な崖であること、事業実施に伴う受益者負担金の負担の難しさ等の理由を十分ご理解していただいとる上で何か方法がないのか、名案がないのかのお気持ちでのハード事業による安全対策について町の考え方へのご質問でございますが、行政が実施する事業に関しましては公益性に

よりやむを得ないことではございますが、受益を受ける住民に直結する差が現在ございます。国や県の補助事業採択基準、国、県、町の事業に対する補助率基準に伴う差でございます。

各種事業現行制度に伴う基準に当てはまらない町独自の安全対策事業の検討実施は、現状においてはなかなか難しいものがあると考えております。

防災、安全対策につきましては、現行制度の中で検討、実施してまいります。

また、古江のこのご質問の石垣につきましては、先ほど町長が言われましたように、町のほうが窓口となりまして民間所有者の方と直接今後の対応について協議を始めますことをご理解をいただきたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 県によったら、このイエローゾーン、レッドゾーン、僕は傾斜のある法律のときにこれの法律見つけまして、物すごいいい言葉だというふうに感心しておりました。しかし、なかなか期待には沿わないのが現実なんですけど、このイエローゾーンがレッドゾーンになった場合の長所というのは何でしょうか。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） イエローゾーンがレッドゾーンになった場合の長所となりますと、危険度合いが上がったことが認識できる長所はございますけれども、それと余り推薦はしたくないんですけれども、その場所から移転する場合におきまして、家屋を除去する費用の補助はその制度の中に、レッドの中にはございます。

ただし、新しい家で生活再建をする家の、新しい家への補助はない現状なんです

けれど、そういった面で、特に長所と言われたらなかなか答弁に苦しいものがある状況でございます。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 期待しとったものですから、答弁。

もう一つ、企業の石垣がもうどうしようもないというけど、力がなくなってしまう場合、僕は勝手に思ったんですけど、これやったら町に寄付してくれやという方法をちょっと思っと思ったんです。ですけど、いろいろ面積があると思うんです。1坪を寄付するとかといったって無理なんですけど、寄付を受けるとしたら坪数というのは関係してくるんでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 町が寄付を受ける際に面積的な要件というのはございません。ただ、寄付を受けるかどうかというのは非常に難しい判断でございまして、町が何かの後、そこを使うような計画があるとか、そういう場合にはお受けすることがあるんですけども、大体の場合は山林であったりということで、それをお受けすることは非常に難しいケースが多いというのが現状でございまして。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 濟んません、2番目に入りたいと思います。

現代版猪鹿垣対策についてでございます。

私たち議員は、11月末に島根県と広島県を訪ね、イノシシ対策と病院問題を視察しました。

鳥獣被害は全国に及んでおります。農業を守ることを柱にして、地域住民の安全を守るため、私たち自身が立ち上がらなければならないということが理解できました。農業新聞には毎日のように鳥獣被害が記載されております。人間が便利さと物価の安さを求める余り、耕作放棄地の畑や田んぼばかりが増えて鹿とかイノシシが私たちの住む地域まで迫ってきていると思います。

現代版猪鹿垣対策が必要だと思えます。よく自助、共助、公助と言われますけど、自助、共助は私たち自身が自分のこととして取り組まねばならないと思えます。私の地域でもイノシシや鹿の被害が出て放置できない状態になりました。先日の12月8日には県農業センターと町の農林水産課にも来ていただきまして講演を受けたところでございます。

私たちはまだ何もしておらず、手探りの状態でございます。町として、鳥獣被害の対策のどんな方法を持っておられるのか、考えられる公助の対策をお聞きいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 猿、鹿、イノシシなどの有害鳥獣による農林業被害の増加は言うまでもないことですが、最近の状況は住宅地まで出没している状況でありまして、農林業被害の問題というよりか、社会全体のとても深刻な問題にこの問題はなっていると考えております。

専門家の方々の意見も聞いてますけれども、その意見によれば、有害鳥獣対策は、1つは環境づくり、それから防護、3番目に捕獲の3点を有効的に結びつけること

が効果を出すために必要なことだと言われております。

まず、地域ぐるみで取り組んでいただく有害鳥獣が出にくい環境づくりというのが一番重要なポイントになるんだと思います。

次に、侵入防護柵などの設置による防護対策、そして猟友会の方々の協力による鹿やイノシシなどの捕獲などの取り組みが基本になろうかと思っております。

町としましても、国、県が行う有害鳥獣害の対策メニューに加えまして、不足する部分には町の単独でもその対応策を強化してまいりたいと考えております。9月議会でも答弁いたしましたけれども、モデル地区で徹底的な対策を行うこととか、いろんなことを検討しておりまして、来年度予算編成を今しておりますけれども、有害鳥獣対策を来年度の施策の柱の一つとして本格的に取り組んでいきたいと思っております。

詳細は担当課長から答弁いたします。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 森議員さんからの現代版の猪鹿垣対策についてのご質問でございますが、町長の答弁にもありましたとおり、有害鳥獣の対策、これは地域が主体となる野生の鳥獣が里に出にくい環境づくり、緩衝帯——草刈りです——や、侵入防止柵の設置による防護、そして猟友会の協力をいただいたわなとか銃による捕獲の3つがそろって、これがより効果的な取り組みが行えるものと考えてございます。

その中でも、一番重要な鍵、これは何を申しまして地域でつくる環境づくりでございます。他の先進地の事例、こちらを見ましても自治会の方、それから集落の皆さんが協力して農作物の残渣とか放置果樹園、それから家庭の生ごみなどの適

正な処分とか追い払い、花火などによる威嚇、これなどで野生鳥獣が出るのに煩わしい場所ということ認識させることが重要でございまして、そのために地域が一体となってその環境づくりをしていただくということでございます。

町のほうでイメージいたします鳥獣害対策のモデル地区につきましては、まず地域の方々が一体となって有害鳥獣に対する勉強会や検討会を開催してまず知識を持っていただく。それから、その後に緩衝帯でありますとか防護柵の設置について検討、実施していただく。最後に、その管理、設置後の管理、それから見回り、こちらなどの自衛体制、こちらが整った集落とか自治会等を想定してございます。その活動に対しまして支援を行いたいと考えてございます。

また、現在、山際の緩衝帯——草刈りですね——の整備とか、農林業対策用の防護柵の設置につきましては、その経費を補助事業等で支援しておりますけれども、新たに市街地のほうの周辺への侵入防止柵の設置を支援できる補助事業、こちらにつきましても検討中でございます。

今後も鳥獣害対策につきましては積極的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 先日、美郷町へ行ったときにイノシシのことを山鯨いうて、何かいなあと思ひよったんですけど、捨てるとこないぐらいという意味でした。皮もすごくきれいなんでした。

ですから、私はもうこれみんなやっつけるしかないと思ひよったんですけど、皮をとったり、肉を食べたり、いろんなことをやっていくことをちょっと知ったんですけど、その後の農業新聞、12月13日号に狩猟事故が各地で増えているということ

を書いておられます。ですから、その鉄砲を持つ人やとか、わなをかける人を増やすのはいいんですけど、間違うて撃ったり、人間がかかったりしたら大ごとになるんですけど、高齢化や山の荒廃が引き金になってそういうことが増えているとも書いてました。イノシシや鹿がいっぱい増えてくると、そういうことも考えないかんのですけど、その辺については安全性といいますか、捕獲は基本なんですけど、どうお考えでございましょうか。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 先ほどの狩猟にかかる際の安全性の確保ということでございますけれども、まずわなの免許、銃の免許を取られた方々につきましては、猟友会のほうへ加入していただくようお願いしております。

なぜかと申しますと、鹿とかイノシシなどの大型鳥獣、こちらの捕獲は免許を取得したからすぐにどうこうできるということでもございませんので、経験者の教えを請うなどして正しい設置方法とか、捕獲方法を覚える必要がございます。

香川県のほうでも毎年新規の免許の取得者、わなのほうでございまして、こちらの講習会は開催してございます。

また、鳥獣がわなにかかった場合、事故防止上、止めさしということで銃を使用して処分することになるんですけども、銃につきましては特に危険性が高いということで、初心者が熟練しましたハンターの方、こちらの指導を受けながら3年間は練習期間という任意の期間を定めまして、弟子という形で熟練者のほうの技術を学ぶというふうな対応をとってございます。

また、春と秋、冬に鹿のほうの一斉駆除、こちらのほうを島中で行ってございまして、その際に検討の中で銃を持つハンターの方の数が少ないことから、島外のほ

うからもハンターの応援を受けようかというふうなお話もあるんですけども、やはり地域の山の利用方法がございますので、精通してない方々が銃を持って捕獲に入ることは非常に危険性が高まるということで、地元の猟友会の方々には相当な苦勞をおかけしとるわけですけれども、地元の猟友会の方で何とか一斉駆除を実施していくというふうな方向づけもしてございますので、今後とも安全な対策ということにつきましては猟友会の方々をお願いをしまいたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 森議員。

○6番（森 崇君） 私も勉強不足だったんですけど、そのわなの免許を持った人が、正確かどうかわかりませんが、毎年2万円ぐらい次更新するのに要るぞと、もうやめたいがと言われたのが1つです。

それから、農業しよって稲つくって皆が喜ぶ思ようたら、そこへイノシシが入ってきて、もうこれもやめたいと、もう農業もやめたいがということをおっしゃってますんで、そのお金の件ですけど、せっかくやってくれよのにやっぱり毎年2万円近く要るとかというて聞いたんですけど、これは正確なことなんでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 狩猟免許、こちらのほうの更新でございましてけれども、一応登録、狩猟保険料、それから狩猟税、それから猟友会の会費等々で約2万円、こちらのほうが必要になってまいります。そのうち、2分の1につきましては町のほうから助成させていただいております。以上でございます。

(6番森 崇君「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、重度心身障害者医療費助成制度についてです。

現在、障害1級から3級までの重度心身障害者の医療費が町民税非課税者は自己負担がありませんが、課税世帯者は通院外来500円、入院千円の自己負担があります。このように、県の補助事業と同額の自己負担になっているのは今、小豆島町、土庄町、直島町の3町だけとなっています。さぬき市、東かがわ市の2市では、外来等250円、入院500円と半額負担になっています。そして、それ以外の6市6町では自己負担なしとなっております。

三木町では、県費補助金の自己負担額見直しに伴い、昨年8月より自己負担をなしにしたということを伺っております。本町でも自己負担をなしにして重度心身障害者の方に負担軽減を求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の質問にお答えします。

重度心身障害者等医療費助成制度につきまして、対象者のうち課税世帯の方については一部自己負担をしていただいております。一部自己負担額は、香川県の補助制度の改正に合わせ、小豆島町でも平成24年8月診療分より、入院が1レセプト当たり2千円から千円に、入院外が1レセプト当たり千円から500円に減額を行ったところであります。

県内の状況を見てみますと、市町の単独事業として自己負担額軽減を行っている市町が多く、鍋谷議員のご指摘のとおり、8市9町のうち自己負担額をいただいている自治体は、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、土庄町、直島町の2市3町となっております。このうち、さぬき市、東かがわ市については入院が半額の500円、入院外も半額の250円となっております。

このように、多くの自治体が自己負担額の軽減に取り組んでおります状況を鑑み、今後におきましては本町といたしましても他市町の動向を踏まえ、ご提案につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 前向きに検討してくださるということですが、具体的にはどういう方向で、全く無料にするという方向なのか、それとも半額、さぬき市、東かがわ市のような半額をまず目指すのか、私としてはほかの市町と同じように無料ということで検討していただきたいと思いますが、いつごろまでに結論を出されるのかお尋ねします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 来年度予算編成の過程で結論を出したいと思っております。  
議会のほうで鍋谷議員のご提案でいけというのならそのようにします。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 全額自己負担なしということで検討していただくとい  
うことでよろしいのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） いろいろな形で議員さんの意見を聞かせていただいて結論  
を得たいと思います。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひよろしくお願いします。

それで、関連してですけれども、支給方法についても高松市、宇多津町など6市  
1町では現物給付となっております。本町でも現物給付という形にできないかと思  
いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） その点に関しましても、他市町の動向を見ながら患者さんのほうの負担にならないような方法で検討させていただきます。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） ぜひあわせて実現できるようによろしく願いいたします。

次の質問に行きます。

次は、新病院建設で医師確保ができるのかということでお尋ねをいたします。

午前中の一般質問の中で、町長は新病院建設について方針に変わりはなく進めていくと答弁をされました。多分新病院の建物建設は粛々と進めることができ、計画どおりの病院の建物は建築されることだと思います。

しかし、肝心の医師の確保はどうなのでしょう。病院は医師がいなければ機能しないのは当然のことで、だからこそ住民の命を守るために統合新病院をつくって医師を確保するのだと町長は強調をされております。

けれども、新病院への医師の派遣について、香川大学附属病院長は今の2つの病院が新病院のできるまで健全に運営でき、今いるスタッフが新病院へ引き継がれることが医師を派遣する条件であると言われていたそうです。

しかし、先日土庄町議会が経営統合と新病院の建設事業は分けて考えるべきとした上で、岡田土庄町長に建設事業を当分の間、中断、延期することを申し入れるなど、土庄中央病院の健全な運営に支障ができ、存続も危ぶまれている状況があると思います。現在、香川大学の病院長が言われたその条件が満たされなくなってきている実態があるのでないでしょうか。

新病院の建物だけができて医師が確保できないということになりかねないと

町民からも不安の声が上がっております。さまざまな個々の事情も含めて、今医師が次々に減っている実態が現実にある中で、新病院が完成したらその条件がよくなって当初の予定どおりの医師が確保できるという保証はどこにあるのかお尋ねをいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 午前中からも何度も申し上げているように、質の高い医師を確保するということが小豆島町の医療にとっても、小豆島の発展に不可欠だということを申し上げたいと思います。

今ある2つの公立病院がどういう状況にあるかということ客観的、冷静に見なければいけないと思いますが、両病院とも医師確保に四苦八苦しておりまして、この状態が続けば遅かれ早かれ両病院とも閉鎖に追い込まれるというのが私の認識でありまして、それをどうしたら食いとめられるかというのが新しい病院をつくって、そこに新しいリーダーシップある院長先生、あるいは優秀な若手のスタッフを集めることによって、新しい病院に行くと自分たちの医療のスキルもアップできるし、医療でもいろんな経験ができる、そして小豆島はすばらしいところだと、きっと医師確保の好循環が始まると私は確信をしています。

今のままでは両病院ともじり貧で共倒れになることは間違いないと思います。現に、今、土庄中央病院やうちの病院で起きていることはそういうことが起きてるわけですよ。それをどう食いとめるかというのが新しい病院づくりだと思っております。

千田院長とのお話は、私と千田院長は何度も何度も議論をしてまして、その中であった議論の一つを私が多分広域の医療組合で、どっかで紹介したんだと思います

が、これは両病院とも院長、町長頑張れという激励の趣旨でやりまして、それほど香川大学にとっても医師を出すということはとてもとてもしんどい話だということも千田先生は言ってるわけです。

とにかく、全力を尽くして今の2つの病院も守っていかなければいけないし、その上で新しい病院でさらに頑張ろうと激励の趣旨で言っていたことだと思っております。私は何度も申し上げておりますように、このために小豆島町長をしているつもりなので、信頼していただきたいと思えます。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 医師の確保については本当に厳しい状況があるということで、土庄中央病院も小豆島病院も医師状況、実態があります。病院を建設することでそれが質の高い医療を確保してすることで医師が確保できると言われるんですけども、そこがどうしても、そうなればもちろんいいんですけども、そう期待したいんですけども、そうなるのかというところがどうしても納得ができません。

1つお尋ねをしますけれども、1つの病院にすることが小豆島の医療を守ることだと、そういうことを専門家も言ってくれていると、それが町長としての責任だということを町長は言われております。1つの病院にしてレベルアップして医師を集めるということはずっと言われてるんですけども、それは新病院建設をしないといけないんでしょうか。内海病院を一つの新しい病院にするということはできないのかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 小豆島の住民の方が全員が内海病院でやろうということであれば多分できることだと思いますが、島全体のことを考えた場合、そういう選択肢はとてとても難しいということで、真ん中にある池田に新しい病院になったんだと思っています。

それから、建物ができればお医者さんが集まるのではなくて、新しい受け皿の中に新しいリーダーが来て、新しい理念のもとで地域医療をやるという、そういう大きな流れができることによっていい医者が来るということを繰り返し繰り返し申し上げてます。見解の相違だと思います。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） その点はなかなか一致できないんですけれども、少なくとも今の医師確保の実態から見て、新しい病院に当初の予定どおりの医師の数が確保できるのかと、この点はやっぱり町民も不安がありますし、私も不安が大変あります。新病院の規模の見直しも含めて考えることはできないのかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） ただいまご質問がありました医師の確保の問題につきましては、町長のほうからご答弁したような内容になります。

それから、医師の確保と関連いたしまして、1つお願いしときたい点がありますが、内海病院も土庄町病院も今の置かれた現状は非常に経営的にも厳しい状況がご

ざいますが、こういった医師確保においても住民がそれに協力していく、そこから住民ともども医師を守っていくと、そういった町全体の姿勢がなければ、幾ら県が約束してくれた、派遣したいといってもそういう環境づくりは我々受け皿として非常に欠くことのできない大切なことだと考えております。その点につきましては、町民、議会、行政、全てが一体となって取り組むことが必要と考えております。

それから、基本構想、基本計画といった過程を経てこの新病院建設まで今現在に至っているわけなので、この計画を今現在進めていくことこそが一番最も大切なことだと考えて取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 町民の命と健康を守るために本当に医師の確保、それは新病院に限らず今現在も必要だと思いますし、みんなで力を合わせていきたいということは当然だと思います。

最後に、3番目の質問に移ります。

平和首長会議への加盟をとということでお尋ねをいたします。

1945年8月、原子爆弾の投下により一瞬にして廃墟と化し、数多くのとうとい命が奪われた広島市、長崎市は、このような原子爆弾による悲劇が二度と地球上で繰り返されることのないよう一貫して世界に核兵器の非人道性を訴え、核兵器の廃絶を求め続けてきました。

1982年6月24日、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別総会において、当時の広島市長が世界の都市が国境を越えて連帯し、ともに核兵器廃絶への道を切り開こうと核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画を提唱し、広島、長崎両市長から世界各国の市長宛てにこの計画への賛同を求め、この計画に賛同する

世界各国の都市で構成された団体が平和首長会議です。

平和首長会議は、世界の都市が緊密な連携を築くことによって核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し、核兵器廃絶を実現させるとともに、人類の共存を脅かす飢餓、貧困、難民、人権などの諸問題の解決、さらには環境保護のために努力することによって世界恒久平和の実現に寄与することを目的としています。

1990年3月に国連広報局NGOに、1991年5月には国連経済社会理事会よりカテゴリー2、現在は特殊協議資格と改称されたNGOとして登録されています。現在、158の国、地域から5,831の都市が加盟し、県下でも17市町のうち、高松市、土庄町を初め8市4町の13市町が加盟をしています。

ところが、反戦平和を描いた壺井栄の二十四の瞳があり、また平和の町宣言決議を行っている本町が加盟していないのはなぜでしょうか。小豆島は世界平和に積極的な役割を果たす使命があると感じていると町長も述べられており、当然加盟し、核兵器廃絶を初めとしたさまざまな活動を積極的に進めていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 平和首長会議につきましては、全国の市区町村の加入率が76%を超える状況にあり、主に地方公共団体首長による署名活動への参加、4年に1回の総会の開催、被爆実態を紹介する原爆写真展の開催などが行われているものと承知しております。

加盟につきましては、実務的に活動の内容とか納付金制度というのがあるのですが、問題がなければ加盟したいと思います。

○議長（秋長正幸君） 鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 本当に二十四の瞳に代表される平和の島、小豆島町の首長としてぜひ首長会議に加盟をしていただいで、平和のために活動をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

---

○議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） まず、質問の第1点ですが、さきの臨時国会において社会保障改正プログラムという法案が可決されました。この社会保障のプログラムについては、直接各全国の自治体、本町においても直結する住民の命や暮らしに、また子育てにも大きな影響を与える、そういう法であるために、この第1点の問題について執行部の姿勢を伺いたいと思います。

この社会保障改正プログラムは、本当に国民の生存を危うくするものではないかという考えのもとに質問をしますが、さきの臨時国会の最終日には、社会保障改悪プログラム法案が自民、公明によって強行採決されました。国民の命と健康、生活を支える土台である社会保障の根幹を揺るがす法律であり、国民に犠牲と痛みを強いる法案を数の力で押し通したことは絶対に許されません。

社会保障プログラム法は、消費税増税と社会保障改悪を一体で推進するために、医療や介護、年金、子育ての制度を改悪の日程を書き込んだ法律であります。社会保障の国の責務を国民の自助、自立の環境整備と規定して国民に負担増と給付減を次々と迫っています。

消費税率が来年4月から8%、これは約8兆円増というふうに予定されていますが、そしてなお4月からは70歳から74歳の医療費窓口負担増が段階的に2割アップに負担が追っかけてくるということです。そして再来年度からは一定所得以上の介護保険利用料の2倍化など、介護保険大改悪が予定されています。

さらに、年金支給の開始年齢、現在よりも68、70歳の年齢に先送りするという予定もされています。さらに、年金額の過去の物価下落を口実にして削減も行う。既に12月分の年金の振り込み、これは1.0%削減され、厚生年金を掛けている、給付している夫婦の2人の場合は年間で7万円、年金給付が減少するということになっています。国民年金においては、1人年間2万円減額、こういう本格的な、大幅なこういう削減がされています。

要支援者の介護サービス切り捨て、特養ホームの入所制限など行う計画がめじろ押しです。消費税増税で大きな負担を強いられる上に、社会保障でも犠牲を求められる国民はとても納得できる話ではありません。

本来、国、地方自治体は憲法25条の生存権、国の社会的使命ということが明記されております。第1の項目には、全て国民は健康で文化的な最小限度の生活を営む権利を有すると。2項目めには、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとあります。これに基づく社会保障を全ての国民に保障する施策に対して逆行することではないでしょうか。

本町は、町民の暮らしを守る観点から、政府にこのような社会保障改悪プログラムについて何らかの行動を起こされたのか伺います。

また、このような内容のプログラムで町民の生活をどう守ろうとされるのか伺います。

社会保障制度改革プログラムに盛り込まれた国民への負担増、給付減は、少なくとも3兆円を超えるものであり、政府が宣伝する2.8兆円を上回ります。

プログラムに盛り込まれた負担増、給付減の中身として、70歳から74歳の患者負担4千億円、これは患者負担増で1,900億円、受診抑制における金額として2,100億円、2つ目には入院給食の原則自己負担化5千億円、3つ目に介護保険利用者の負担、これは一定所得者においてですが750億円、4番目に介護保険施設の食費、居住費の補助を縮小する、これで700億円となっておりますが、本町ではどれだけの影響額になるのか伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 国の社会保障改正プログラムについてのご質問がありました。

我々国民が健康で安心して暮らせるために社会保障制度がしっかりしておかねばならないということは間違いないことだと思います。

社会保障制度、人口がどんどん増えて、経済もどんどん伸びているときには給付を増やし、負担を減らすということで社会保障制度を拡充することができました。しかし、今これから起きようとしていることは、人口が減り、少子・高齢化が進み、経済成長が鈍化するという中で社会保障制度をどう維持していくかという課題です。人口が減り、少子・高齢化が進み、経済成長が鈍化すれば、誰が政権をとっても負担は少し増やし、給付は少し辛抱するという痛み分けをして社会保障制度を守っていくしか道はないと思っております。

その意味で、今回成立した社会保障改正プログラムは私が考えるところ、やむを得ざる選択、必然的にこういう形でみんなで社会保障制度を守っていかなければならないという答えだと、私の考えに沿ったものでありますので、早期成立したことは大変よかったと思っております。

常々申し上げておりますが、これからは国の制度の社会保障もとてもとても大事ですけれども、もっと大事なのは地域ごとに地域の特性に応じてやる自助、共助、公助という中の共助、地域で助け合うということがとてもとても大事だと思います。

地域の助け合いをやる上で、国の社会保障制度、年金、医療、介護、子育てとありますが、この制度が壊れてしまったのでは幾ら地方自治体が頑張っても福祉や医療は充実はできません。何としても国の制度を守り貫き通してほしいんです。そのために必要なのが負担増であったり給付減、要するに世代を通して痛み分けをするという改革が今回決まったんだと思っておりますので、この法律に沿って一日も早く国の立場での社会保障を改革して、持続可能性を高めていただきたいと思います。その上で地方自治体として頑張るということだと思います。

影響額等については担当課長が説明します。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 制度改正に伴います本町での影響額について申し上げます。

初めに、改正項目につきましては今後検討される内容でもありますことから、あくまで現段階における推計で申し上げます。

1点目の70歳から74歳患者負担につきましては約36万円。2点目の入院給食の原則自己負担化につきましては約4,300万円の負担増になると見込まれます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） 先ほどの健康づくり福祉課長の答弁と同様に、現段階で検討されている案で推計し申し上げますと、まず3点目の介護保険利用者負担、これは一定以上の所得がある方、おおむね被保険者全体の上位20%に当たる方の利用者負担を2割にし、あわせて現役並み所得のある方は高額サービス費の基準額を改める場合の影響額で算定しますと、年間約3,250万円の負担増が見込まれます。

また、4点目の介護保険施設の食費、居住費の補助縮小につきましては、世帯における預貯金の保有状況や住民票の状況にかかわらず、配偶者の所得を考慮する場合で試算しますと、年間約1,400万円の負担増が見込まれます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 町長からまず答弁いただきましたが、町長としてどういう行動をとられたのかということ伺いましたが、具体的なものはなかったようで、考え方としてはさっき今答弁されたことだと思うんですが、やっぱり痛みを分かち合う、痛みを分け合うというふうに言われました。しかし、大企業には減税して、法人の復興税については1年間前倒しで廃止にするとか、この消費税についても大企業減税、一般庶民には増税というふうなことで、社会保障のこういうような内容で切り捨ててくるというのが実態ではありませんか。

全国的な動きについても、日本介護福祉会の副会長さんなんかは、全て市町村に丸投げ、医療費削減のために施策を行うという印象を受けるというふうなことも新聞に載っておりましたが、全国の町村会の会長さんは、農山村ではNPOもボランティアも希薄で利用できないと、こういったことが批判が相次いでおりますし、町長、ご存じでしょうか、全国の町村会の大会決議においては、サービスに格差が出

ないよう国が責任を果たすことと、特別養護老人ホームから締め出される高齢者に対する受け皿確保を求めると、こういった内容の決議が出されてるわけです。

ですから、町長は、これはこういう改正プログラムは仕方ないと、もう一定はこれは痛みを分け合うしかないんだというふうなことを言われました。しかし、やはり地域住民からすると、自立せよと、自助で自分でやりなさいと言われても、これだけの負担増が、年金の給付削減が起こる中で、自立できるんでしょうか。私はそういうことを町長、トップが求めること自身が本当にそれこそ涙も血もない話だなというふうに思います。

さっき具体的に町のほうの現在の推定というか、大枠で数字を出してもらいましたが、これだけの金額が、さらに具体的に負担になってくるわけですよ。なぜここで自立できますか。介護保険の利用サービスなんかでも要支援が24年の3月末で約270人、これが対象なんですよ。介護保険のほうからこれは外されると、要支援1、2が。こういうふうなことが起こるわけですよ。サービス費用の6割を占めるのが訪問介護であり、通所介護、これを削減を狙うというのが今回のプログラムではありませんか。

ボランティアの導入や事業者への報酬単価の引き下げ、こういうふうなことも行う方針だというふうになっています。そういう事業をやる場合に、市町村は事業費の上限を設けて削減計画を作成させて、厳しくそれを事業量を抑え込むと、こういうふうな狙いも含まれてるというふうに私は認識しますが、この点について具体的にやはり本町においてはこういう方向でとってやるというのが今の町長の基本的な考え述べられました。プログラムは賛成、どっちかいうとそれを賛成すると言われました。こういうふうな削減を抑え込んで皆さんに迫るんでしょうか。痛みを迫るんでしょうか。そういうことを具体的に伺いたいと思います。

それから、今、特養ホームの入居の要件についてですが、要介護3以上に限定す

ると。さっき述べましたけど、要介護の1、2は、24年末の本町の認定者は約370人対象で、これは施設から締め出されることになります。

しかし、こういう流れの中で世論に押され、認知症の人などについては特養以外での生活が著しく困難な場合は入所を認めることに。しかし、その家族の構成とかいろんな条件によって特養も入れない、行き場がないというふうな介護難民も増えてくるんじゃないですか。今でも介護で苦しんでおるいろんなさまざまな事件があります。全国でも自殺者が出たり、それによる苦しみで殺人事件があったり、こういう痛ましい事件が後を絶たない現状があるじゃないですか。

小豆島でもそういう状況あるじゃないですか、認知症で家族で見てるけども、いなくなった、消防団が探しに行った、いまだに見つからない、あるいはひとり暮らしで亡くなった、いろんなさまざまな状況が生まれてるじゃないですか。さらにこれは増えてくるんじゃないですか、こういうプログラムが具体的にやられることによって。それでも痛みだから分かち合えというふうに町長は町民のそういう方に望んで行政を進められるのか伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 国があって、都道府県があって、市町村があるという3層で日本の行政の仕組みとかあるわけですけども、打ち出の小づちの国というのがあるわけではありません。国というとまるで遠い世界で、どっかで誰かがいるようですけども、国は我々市町村の集合体であるし、我々一人一人の国民の集合体です。

何度も申し上げてるように、人口が減って、少子・高齢化が、現役世代が減って、高齢者が増えて、経済活動の成長が鈍化してる中、そういう中での配分をどうするかという問題ですよ。

国がやるべきことは全国の基盤となる制度を全国一律につくるということです。私は三十数年間、国で社会保障の勉強をさせていただきましたが、経済の成長が鈍化し、人口が減って、お年寄りが増えて若者が減っていくという時代に、年金も医療も介護も世代間で痛みを分かち合うしかないと思います。その分かち合いをどうするかというのはまさに国会で議論をして議決をされたわけですから、私は国民の多くの意見が賛成した社会保障の改革がこれからなされるということだと思えます。

要するに、できないことを国民の皆さんに説明しても仕方ないですよ。国としてできることはこれまでだということを国が示したわけですから、それを前提にして歯を食いしばってでもやるのが私の仕事だと思って、自助で、自立しようなんて、答弁をしたという記憶はございません。共助でみんなで助け合うと申し上げたつもりです。

残余は担当課長が説明します。

○議長（秋長正幸君） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（濱田 茂君） ご質問の中にありました要支援者の訪問介護、通所介護、これらの事業について、市町村に丸投げというご指摘がありました。今回の国の制度改正は限られた財源の中でどのように制度を充実し、または重点化、効率化を図ってやっていくかという観点で進められております。

その中で、訪問介護と通所介護については地域介護保険制度で見るとは地域のほうがいいであろうということで地域のほうに移されることになりました。言い換えれば、地域が取り組む姿勢によって住民の方のサービスの受けられる度合いが変わるという形にも捉えることができます。

このような中、小豆島町の職員としましては、町長就任以来、共助の取り組みを支援するため、福祉のまちづくり事業やオリーブの健康塾の開催によりまして、地域の介護予防ボランティアの育成など、いわゆる顔の見える社会保障の実現のために各種の取り組みを進めておりまして、これからさらに強力に進めていかなければならないと思っております。

ともかく、町としましては他市町と比べて小豆島町に住んで、小豆島町は劣る、生活ができないと言われぬように最善を尽くすことが重要であるというふうに考えておりますので、議員におかれましては、これからの施策に対しましてご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 私は全て町長のやってることがだめだとは思っておりません。その中で厳しい町の財政の中でも努力していただいていることは認めるところは認めております。独自の政策もやりながらやったださっていることもわかります。

しかし、町民の中ではやっぱり、来年の予算にも関係しますが、その配分をどういう形に重点的に持っていくのか、本当にそこに地域に住む人たちのために、そこに暮らしやすいまちづくりのためにどれだけそこらにお金を投資していくか、配分していくかということを望んでいるわけです。

1つ例とれば、瀬戸芸でもたくさん大きなお金が人から人へ使われました。やっぱりこれに対する結構厳しい声も聞いております。そういうところに結構お金を使うんなら、もう少し工夫して町民のために、子育ての若い者のために使ってほしいと、そういう声も実際聞こえております。

例えば、つい最近でも認知症のお父さんが入院してて、もうそろそろ退院してほ

しいというふうに言われたけども、その家族は息子さんだけしかいらっしやらない、息子さんは働きに行っている、生活のために。そういう医療の現場でも、介護の場面においてもそういう大変厳しい状況というのがあるわけです。

ですから、やはり個々の住民一人一人の命や健康、そういう暮らしを本当に反映するようなそういう予算配分をぜひ来年に向けての中身の問題としてぜひ十分に検討していただきたいし、予算はほぼでき上がってるんじゃないかなと思うんですが、そういう中でもなお見直しする点は見直ししていただいて、住民のためにぜひしっかりと予算配分をお願いしていきたいというふうに思います。

全国の町村大会の決議に沿い、また先ほど言いました憲法25条に沿った形で町長がどれだけ国に対して物を申していくのかということがやはり町民の暮らしや命を守る姿勢を町民に示すものだというふうに思いますので、その点を十分に要望し、希望しておきたいというふうに思っております。1点目については質問を終わりたいと思います。

第2点目ですが、住民の命、財産を守るための池田分署、これを存続を求めるということで質問をいたします。

本年4月に総務建設常任委員会が開かれ、執行部から消防業務の変化によって小豆消防署を2署体制にする考えを示されました。2分署にするということです。内海庁舎駐車場に東署を建設し、土庄には建設場所は未定だが、新たに消防本部西署を建設し、池田分署は廃止するとのことでした。

総務建設常任委員会において、私は消防署の統廃合によって住民の命、財産を守り切ることはできないだろうとの考えに基づいて、これに対しては反対の立場をとりました。賛成討論をしたのは森口委員を含めたほかの委員は賛成の態度をとりました。

消防署体制を2分署することを各自治会長は了解したとの説明でした。しかし、

自治会長の一人は、説明を聞いただけでそのとき賛否をとったわけではないという声ももらいました。小豆消防本部を新たに建設するその場所は池田寄りで国道沿いにとの要望が一部自治会長からの意見だったと聞いています。現在ある土庄消防署、小豆消防本部の裏側の運動場に新たに建設する予定だとのこと。池田分署を廃止し、消防本部を西寄りに建設するのでは、池田地区住民の命、財産を災害から守り切れないのではないですか。

総務建設委員会で資料として示されました小豆消防署 2 署体制に対する小豆島町の考え方という資料をもらいました。その中の消防団機能の強化で初動態勢の確立が図られているとしているが、それを消防の主軸にすることは無理があり、何ら消防の保証にはならないのではないですか。地域の消防力の向上と言われますが、女性や高齢者が消火栓を使うことは非常に難しいことだと以前に体験された住民から聞いております。

全国的にも家屋等の火災で延焼や焼死した事例はたくさんあります。地域住民の命、財産を守るために消防署員を増やすことであり、池田分署は存続すべきではないかと思いますが、その点について伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 消防庁舎に関する質問にお答えをいたします。

本件に関しましては、小豆地区広域行政事務組合で所管しております消防業務に係る案件ではありますが、本町の住民生活にも深く関係いたしますので、昨年6月、総務建設常任委員会で常備消防を2署体制にする考えをお示しし、本年4月には本町に置かれる東署の位置について委員の皆様のご意見を伺ったところであります。

今回の消防庁舎の建設は、南海トラフを震源域とする地震が予測される中、耐震性のある庁舎が必要であることが根本にあります。この庁舎建設を機に、小豆島の常備消防のあり方を検討した結果、消防署の設置は国の基準では人口3万人当たり1つの署であり、県下でも2万人から3万人に1署となっています。

しかしながら、小豆島の地形から見て、1署での対応は無理であることから、1署2分署体制から2署体制へ移行し、それぞれの署の消防力を向上させるほうが住民の安心・安全の向上に資するとの結論に至りました。人口が減少する中で、3署体制を維持するために消防署員の定数を増やすことは住民負担の増加につながると考えられますので難しいと考えております。

池田地区での火災に関しての対応ですが、常備消防が素早い対応をすることは当然であります。消防団がいかに早く火災現場に到着できるかも大事な要素です。そのためには、まずは出動態勢を整えることであり、池田分団屯所に近い役場職員などがその態勢を整えることなどの方策を検討いたします。

また、地域の消防力の向上は、火災に対する初期消火の重要性の観点からもぜひとも取り組む必要があると考えております。女性の方にも取り扱いができる消火器の使用訓練や、地域には消防団のOBの方もおられますので、消火栓の初期利用の訓練などもお願いしてまいりたいと考えています。

火災は出さないことがまず重要であり、消防署員に予防活動の充実を促すとともに、消防団や自主防災会の活動の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 基本的には総務建設委員会で示された考え方を踏襲して

いるというのが町長の考え方を今述べられたと思います。やっぱり消防団機能の強化というふうなことで、また地域の消防力の向上というふうな点においても述べられましたが、この前も私の住んでる浜条地区において夜中に火事がありました、1つは消火栓の作動において、水道管が細いために水が出なくて、燃えてるところにまでなかなか水が届かないと。その点についてはやはり地域の消防力を高めていく消火活動を、また住民の命、財産を守る観点から、この水道管の設置の問題についてはやはり検討もしなければならぬのではないかとというふうに思うわけですが、その点についてどのように思っているのか、改善をしていく考えがあるのか、ないのかというふうなことを伺いたいと思います。

それと、消防団の機能の強化ですが、昼間はほとんど働きに、若い人たち消防団の人も出ておりますから、行けるとしたら役場の職員が消防団に入ってること、自営業の方というふうなことに限定されてきてしまいます。そういうふうな中で、やはり私は根本的には今人口3万云々って言われましたが、地域によって、今町長も地理的にによって云々って言われましたので、徳島県の祖谷地域のほうでは消防署、あと分署、こういうものを残していくと、そういう体制をとってるというふうにも聞き及んでおります。

また、消防の救急隊とか、消火活動の消防団の、その職員とのお互いの任務を組み込んでやっていくということも、何かそういうふうな方法もあるというふうに、元のそういう消防に勤めた方からも聞いておりますが、やはりそこら辺をどのように消防の機能を高めていくかということなんですが、今言ったようなことでやはりいろんなあらゆる消防機能を高める、強化する、消防力を高めていくというふうな観点で、もっと具体的なことをやる必要があると思うんですが、問題点もあると思いますが、その問題点を解決するための考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 村上議員さんのほうから消防署の再編と申しますか、2署体制で今後いくということに関してましてのご質問をいただいております。

今ご質問がありました消火栓の関係でございますけれども、確かに浜条地区の消火栓が、本管のほうは150が通っておるんですけれども、せんだって消火栓を使ったあたりは50ぐらいの口径の水道管であったということでございます。それで、150の本管のほうにある消火栓から水を後からとったために、一番最初に使った消火栓のほうからは水が出なくなったと。これは、消火栓を使う以上、こういうことは必ず起きてまいります。これにつきましては、今後どういうふうに対応していくか、水利をどこへ求めていくか、そういうことについては十分検討をしていきたい。

また、その水道管の口径についても検討はしていくこともまた考えられるのではないかとこのように考えております。

それから、消防団の機能強化、それについて具体的な案があるのかということでございますけれども、確かに現在消防団に入っておる隊員の中では、昼間にその地域にいない団員というのは、これは多々ございます。そういうことはずっと今までもそういう状態の中で消防団活動が続けられてきております。消防団員は消防の分団の屯所、そちらのほうへ行くか、直接火災の現場のほうへ行くか、それはそれぞれの判断で動いておるところなんですけれども、それをできるだけ早く機能させる、そのために屯所に近いところの人が誰かそこへ必ず行くというふうなことをある程度固めていくと、そういう作業はやはり要るのではないかなというふうな気はいたしております。

どちらにいたしましても、その地域の消防力、先ほど言いましたように、今非常

に集落が小さくなっておりますので、その消防力を高めていく、これが非常に重要なことであろうというふうに考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 問題点については、やはり地域の人たちの命を本当に財産を守るといふ心底からの思いで行政も頑張ってもらってほしいと思うし、池田分署をなくすとなればそれなりに消火栓の点検についても、あるいは地域の状況についてもここは手薄になってくるというふうな可能性は十分にあると私は考えています。そういう中での消防力をどう強化するのかっていうのは本当に難題だというふうに思います。

分署がなくなればそれだけの今までの機能が池田地区は低下するというふうなことは言わざるを得ないというふうに思います。全体の地域の消防をどう強化していくか、向上させていくかという、地域のまちづくり全体の中でこの位置づけをきちっと考えて、具体的な予算の中身に裏づけをぜひお願いしたいというふうに思います。

やはり消防署員を増やしていくということは地域のためにも、雇用の確保の問題も非常に重要な問題だというふうに思いますので、ぜひその点検討をお願いしたいというふうに思います。

あと時間5分しかないので、最後の質問に行きます。

交通安全対策上の迂回道の設置をということで質問します。

今回、蒲生に県立高校が設置される方向ということで、今いろいろ測量したりとかいうことで着手しているようです。中蒲生の国道にある点滅信号から浜方面に入る町道は、老人施設関係者の車両の増加で交通安全上、危険な状態にあり、以前か

ら自治会は町に対して迂回道路の要望を出していると聞いています。

新しい高校が完成し、供用される段階で東蒲生バス停付近はさらに車両の台数が増え、中・東蒲生あたりは交通事故の危険性が高まるのではないのでしょうか。県立高校建設に伴って迂回道路の設置を確保する必要があると思いますが、その点についてお考えを伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 現在、香川県高校教育課に設置された統合高校用地取得グループから地元住民に対し、高校建設に必要な用地買収区域と用地造成の提案が行われ、概要の説明並びに地元の意見聴取が行われていると承知しています。この地元協議において、迂回道路の建設要望があったものと聞いております。

また、香川県は高校の周辺道路が町道であることから、小豆島町に対しても意見を求めておりますが、その際、迂回道路の設置について協力することに異論がないことを既にお伝えしております。

また、建設計画が提案段階にあることから、具体的な内容は差し控えますが、今後の高校建設の事業計画に応じて前向きに検討、実施することを基本的方針として対応したいと考えております。

（11番村上久美君「担当課はないの」と呼ぶ）

○議長（秋長正幸君） 村上議員。

○11番（村上久美君） 前向きに検討いうふうなことでしたが、具体的に例えば、今図面の中でこちら辺から迂回道をするというふうな話もあるやにちょっと聞いて

ておりますが、そういう計画もあるというふうなことも含めて、これはその方向で進めていくということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 副町長。

○副町長（竹内章介君） 地元の皆さん方に具体的な計画区域をお示しして、地権者の方に個々に当たっていくという作業はまだ先でございまして、今現在その造成の範囲を具体的に示していない状況で、この辺からこの辺へというようなことは申し上げるわけにはいかないと思います、県の高校教育課も。年明けますと具体的になりますので、町長答弁したようにその計画に沿って町は協力をして迂回道を整備しようという方向で話を進めております。

（11番村上久美君「以上で質問を終わります」と呼ぶ）

---

○議長（秋長正幸君） 1番森口久士議員。

○1番（森口久士君） 私は小豆島町の廃棄物埋立処分事業についてお尋ねをいたします。

我が町には、現在徳本地区と吉野地区で一般廃棄物の埋立処分が行われ、双方とも長期間埋め立てられています。今後の廃棄物処理事業はどのように考えていますか。

特に、吉野地区について、昭和60年代から集落の上流に処分地を位置し、常に住民は汚水と有害物質の流出や施設の倒壊被害を恐れる不安な生活を続け、既に30年

の長い歳月を迎え、この事業の理解と協力を得ていますが、今後においても埋め立てられた廃棄物は未だこの地に残り、住民の不安を取り除くことはできない中、これまで事業に協力した地域と住民が安心して暮らせる豊かな美しいふるさとを子孫に承継するために、この処分事業の終了後の施設と周辺的安全対策はどのように考えていますか。町長に伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森口議員のご質問にお答えをいたします。

徳本地区、吉野地区の住民の皆様には廃棄物埋立処分事業に長期にわたって協力をいただいておりますことに改めてお礼を申し上げたいと思います。

吉野埋立処分場につきましては、民家や農地の上流で30年近くにわたって埋立事業を行っておりますが、これまでも安全対策に十分配慮してきたと認識しております。今後も地元とよく相談して事業終了後も含めて安心して暮らせるよう安全対策に万全を期していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

町では、現在、次期埋立処分場の候補地を選定中ではありますが、次期処分場の整備に要する期間、徳本の残った容量などから3年間の延長をお願いしているところであります。大変心苦しいことですが、いましばらく吉野地区の皆様のご協力をお願いしたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） 一番心配しております、事業が終わっても安心して暮らせる、安全対策に万全を期すという言葉いただきました。

それでは、現在の処分場の現状はどのようになっていますか、お尋ねをいたします。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 徳本、吉野両埋立処分場の現在の状況につきましてご説明いたします。

徳本埋立処分場は、平成7年4月から埋め立てを開始し、容量7万5,000立方メートルに対しまして、ことしの4月現在では66.3%の埋立量となっており、平成34年3月まで埋め立てが可能であると見込んでおります。

一方、吉野埋立処分場につきましては、昭和62年4月から埋め立てを開始し、容量5万715立方メートルに対しまして、同じく4月現在で59.1%の埋立量となっております。

維持管理につきましては、法令に基づく維持管理基準にのっとり実施しておりますが、特に吉野埋立処分場については下流に民家や農地が存在することから、堰堤から流れ出る水の浄化及び水質検査、一部の井戸の水質検査などを行い、これまで特に問題がないことを確認しております。しかし、住民の方にご心配な箇所があれば臨時検査等をして適切に対応していく所存でございます。

一方、施設の倒壊被害の防止につきましては、管理人により定期的に巡回し、場内の異常の早期発見に努めております。特に、大きな地震であるとか、大雨の後は休日、早朝にかかわらずチェックを行っております。

その結果、現在のところ堰堤の擁壁が動いているとか、傾いているということもありませんし、擁壁にひび割れが発生しているということもございません。今後も定期的な点検を行い、早期発見、早期補修に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） いろいろ内容や説明をいただきました。

それで、話を聞きますと吉野地区処分場3年間延長という話でおるようですが、これで吉野地区の皆さんの協力を得られた場合、3年後には丸30年ということになります。非常に長い間、吉野地区の皆さんには苦渋の選択をしていただき、町行政に協力してくれたと思いますし、議員としても感謝しておりますが、3年間という期限はすぐにやってくると思います。町として、3年後、仮に吉野地区がまだあいているということは想定されますが、この場合はどういうことをされますか。町長に伺います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 住民の皆さんの気持ちを尊重し、3年間の延長をお願いしつつ、次期埋立処分場の整備を進めていく計画であり、たとえ容量に余裕があっても下流に民家、農地を抱える吉野については再延長はしないということにしております。

また、長年ご迷惑をおかけしてきた吉野地区の地域振興について、地元の皆様とよく相談しながら検討して、実行してまいりたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 森口議員。

○1番（森口久士君） 今、町長のほうからはっきり3年間、3年後には再々延長はしないという言葉いただきました。この処分場の建設というのは大変時間のかかることだと思います。今現在もそういう下準備されておるといふふうに聞いておりますが、必ずそれができますように、徳本処分場もいつまでも埋め立てはできないという話も出ておりますので、これを頑張るのを期待いたしまして、質問を終わります。

---

○議長（秋長正幸君） 14番中村勝利議員。

○14番（中村勝利君） 来年4月に行われます小豆島町町長選挙の出馬について、塩田町長に質問をいたします。

塩田町長は就任以来、小豆島を元気にすることを目指して、まちづくり事業に取り組んでまいりました。特に、福祉、医療、教育、観光、産業に力を入れており、1期4年間で町は大きく変わりつつあります。また、町の人口増を目指して移住交流推進事業を進め、多くの移住者が定住をしており、きちりと数字にあらわれております。

第2回の瀬戸内芸術祭も大勢の観光客、特に若者が訪れ、久しぶりに島に活気が戻り、全国に小豆島のすばらしさ、魅力がアピールできたと思います。念願でありました坂手と神戸を結ぶ定期フェリーも町長の努力で就航し、海上交通は充実いたしました。

このように多くの事業を4年間行ってこられました。できた事業、継続している事業、今後やらなくてはいけない事業があります。特に、病院の再編、新設高校

の建設、小・中・高の一貫教育、本庁舎の建設、幼稚園・保育所の統合、急速に進む少子・高齢化対策など、それらをきっちりとやり遂げ、全国から注目されるまちづくりのモデルとなるよう、来年4月に行われる小豆島町長選挙にぜひ立候補を表明していただきたい。塩田町長の決意、考えをお聞きします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中村議員のご質問にお答えをいたします。

3年8カ月前に40年ぶりに小豆島に戻ってまいりましたが、町長としてふるさとに迎えていただいたことを深く感謝しております。

この間、自分なりに努力していったつもりでありますけれども、若干の成果は出つつあると思いますが、本当の意味で小豆島が元気になるために、もしチャンスをいただけるならば全力投球で町長として頑張っていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（秋長正幸君） 中村議員。

○14番（中村勝利君） ただいま塩田町長から立候補の表明がなされたと思います。小豆島町にとって多くの事業を抱え、これからの4年間が大変大事な年になります。塩田町長は立候補に当たり、選挙公約は何を重点に行いますか、お聞きします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 島に住む人がみんな楽しそうに和気あいあい、来てよかつ

たなという、そういう島にするために、医療、福祉、教育、地場産業、アート、いろいろな分野があると思いますけれども、この4年間でやってきたことをさらに引き続き充実させて、さすが小豆島というか、今人口減少でいろいろな課題抱えてるんですけども、そういう解決策のヒントとか方向性は小豆島町にあるという、そういう全国の人、地元の町民の人に喜んでもらうのが一番ですけども、さすが小豆島という、多分我が小豆島は歴史を振り返っても交通の要衝で常にトップリーダーで、我が先輩たちはあったと思っています。これからも小豆島がトップリーダーとしてやっていけるように、私自身もさらに頑張っていきたいと、そういうつもりでございます。

(14番中村勝利君「以上で質問を終わります」と呼ぶ)

○議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は2時15分からいたします。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時18分

○議長（秋長正幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第64号に対する決算特別委員会審査報告について

○議長（秋長正幸君） 日程第4、議案第64号に対する決算特別委員会審査報告についてを議題といたします。

決算特別委員長の審査報告を求めます。藤本委員長。

○決算特別委員長（藤本傳夫君） 平成25年12月18日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。決算特別委員会委員長藤本傳夫。

決算特別委員会審査報告書。

本委員会は、9月18日付託された平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について慎重審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1、委員会開催年月日。平成25年10月28日、同じく10月30日、同じく10月31日。

2、審査の経過。理事者の出席を求め、平成24年度小豆島町歳入歳出決算全般にわたり、決算書、主要施策の成果に関する説明書及び監査委員の決算審査意見書を参考にしながら、各委員より質疑、意見を求め、慎重に審査した。

3、件名及び審査の結果。議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について、次の事項に留意すべきであるとの意見を付して認定すべきものと決定した。

総括意見。未収金対策について。未収金対策については、各課の取り組み及び収納対策室を中心とした連絡会の開催などにより、その成果があらわれてきているが、今後ともより一層の研究と取り組みを進め、新たな未収金を増加させないよう努力されたい。

個別意見。

総務課。

町内の消防水利について、老朽化が進んでいる箇所については水道課とも連携し、改善を行うなど計画的な整備に努められたい。

水道課。

殿川ダムの水質改善について、香川県とも協議しながら効果的な対策を進められたい。

子育て教育課。

保育所、幼稚園における町内で行うサービスについては、その内容を統一するよう調整されたい。

社会教育課。

町内社会体育施設について、体育施設としての有効利用を検討されたい。

健康づくり福祉課。

医療費の適正化、国保財政の健全化に向けての取り組みを進められたい。

商工観光課。

島外で行う小豆島のPRについては費用対効果も考え、その成果を確認できるよう工夫されたい。

農林水産課。

有害鳥獣被害対策について、より一層研究し、さらなる努力をされたい。

住民課。

交通安全キャンペーンについて、自動車ばかりでなく自転車、歩行者への重点的な啓発も含め、その内容について検討されたい。

税務課。

税の徴収については、過年度分も含め、より一層の徴収努力をされたい。

○議長（秋長正幸君） それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は、議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について反対の立場で討論を行います。

まず、一般会計ですけれども、福祉や子育て支援、奨学金制度などの拡充など、評価できる支出はあったものの、公正な同和事業、中でも部落解放同盟などへの団体助成金や個人給付などがありました。これらはやめるべきです。また、無駄な公共事業である内海ダム再開発への支出、小豆医療組合の負担金など、病院統合に関連する支出についても認められません。

次に、後期高齢者医療制度ですが、わずかな年金の高齢者を75歳で線引きし、別の医療制度に加入させ、新たに保険料徴収、年金から介護保険料と合わせて天引きし、その上、治療や健診の制限などを設け、健康と命を脅かす制度であり、廃止し、安心して医療が受けられる制度にすることを求める、そういう立場から反対です。

次に、介護保険事業特別会計ですが、介護保険料の大幅引き上げがあり、いや応なしに年金から天引きされるなど、町民、特に高齢者の大きな負担となっていること。そして、制度も改悪され、必要な介護が受けられないなど問題があることです。

最後に、水道事業会計ですが、この間の裁判の証人尋問でも明らかになったように、治水、利水ともに必要性がなく、ダムありきで進められてきたやり方にも問題のある内海ダム再開発の費用が支出されていることです。以上のことから、決算認定に反対します。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。

10番渡辺慧議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論します。

平成24年度決算は、我々議会の議決によって可決成立した予算に基づいて、町長以下、執行部が創意工夫による経費節減と合法的な事業の執行に努めた成果であり、結果であります。

また、決算特別委員会からは、先ほどの委員長報告のとおり、認定すべきとの審査結果が出されておりますし、監査委員においても決算監査において各会計とも計数は正確であり、予算執行状況も適正であると認められたところであります。

よって、私は平成24年度小豆島町歳入歳出決算を認定することに賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定です。議案第64号平成24年度小豆島町歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第64号平成24年度小豆島町歳

入歳出決算認定については、委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 報告第12号 専決処分の報告について（町の債権の支払請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について）

○議長（秋長正幸君） 次に、日程第5、報告第12号専決処分の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

町の債権の支払い請求に係る訴えの提起及び裁判上の和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては担当室長から説明させます。

○議長（秋長正幸君） 出納室長。

○出納室長（谷部達海君） 報告第12号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

お手元の上程議案集の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第12号につきましては、収納対策室から催告によって小豆島町の債権に属する病院診療費の納付を求める請求を行ったものの、納付を履行せず、また納付相談

にも応じなかったことから、納付意識が極めて低いと判断し、土庄簡易裁判所書記官宛てに、町の債権に係る支払いを求めた支払い督促を申し立てていたものでございます。

まず、1の町の債権の支払い請求に係る訴えの提起についてでございます。

上程議案集の2ページをお開きいただきたいと思います。

1、支払い督促申し立て日、平成25年10月25日。

請求の相手方、香川県小豆郡小豆島町■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。

3、請求の趣旨としまして、妻である■■■■■■■■■■氏の病院診療費34万3,670円及び申し立て手続費用3,980円を支払うこと。

4、経緯といたしまして、妻である■■■■■■■■■■氏の病院診療費について、夫である■■■■■■■■■■氏に対して、民法第761条に規定する日常家事債務として、平成25年10月25日に支払い督促を申し立てておりましたが、同年11月11日、■■■■■■■■■■氏から適法な督促異議の申し立てが土庄簡易裁判所へ提出されたことから、民事訴訟法第395条の規定に基づき、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったものとみなされて、通常訴訟へ移行したものでございます。

お手元の上程議案集の3ページを見ていただきたいと思います。

次に、2の町の債権の支払い請求に係る裁判上の和解についてでございます。

先ほど報告させていただきました民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時に訴えの提起があったのもと見なされた町の債権に係る支払い請求において、通常訴訟への移行後、土庄簡易裁判所において、同年12月2日に開かれた口頭弁論の結果、町の債権額及びその支払い方法等に関し、双方合意の上、和解が成立したものでございます。

和解の概要としましては、請求の相手方である■■■■■■■■■■氏と滞納する病院診療費34万3,670円と、申し立て手続費用3,980円、訴訟移行に伴う経費2千円の合計34万

9,650円を和解条項のとおり、今後分割で支払うことで和解を行ったものでございます。

以上のことから、議会の議決により指定された町長の専決処分事項に該当いたしますもので、専決処分を行ったものでございます。以上、ご報告申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第6 議案第73号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（秋長正幸君） 次、日程第6、議案第73号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第73号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

人権擁護委員熊坂泰忠及び井上喜代文の両氏が、平成26年3月31日をもって任期満了となりますが、熊坂泰忠氏にあっては引き続いて、井上喜代文氏にあっては後任として岡秀安氏を推薦したいので、あらかじめ議会の意見を求めようとするものであります。

詳細は担当課長に説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 人権対策課長。

○人権対策課長（丸本 秀君） 熊坂さんと岡さんの略歴につきましては、議案集第5ページに記載してあるとおりでございますので紹介は省略させていただきます。

推薦理由でございますが、現人権擁護委員の熊坂泰忠さんは、人格、見識が高く、また地域からの信頼も厚く、平成20年4月に人権擁護委員に就任して以来5年8カ月が経過をいたしますが、その間、啓発活動や各種行事に積極的に参加されるなど、人権問題の解決に非常に熱意を持って活動してこられ、現在、人権擁護委員協議会小豆支部の副会長も務めていただいております。平成26年3月に任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の適任者であるという地元自治会からのご意見もあり、推薦をいたすものでございます。

次に、池田地区から岡秀安さんを推薦することについてですが、前任者の井上さんが健康上、その他の理由から辞任の意向を示され、後任として同じ池田管内から岡秀安さんを推薦するものでございます。

岡さんは、ご承知のとおり町職員のOBでございますが、平成25年3月に定年退職されるまで、社会教育課長、窓口センター課長、介護サービス課長などを歴任し、人格、見識も高く、また広く地域の実情にも通じておられまして、また現在地域活動にも積極的に取り組んでおられます。人権問題解決に向けての熱意や意欲もありまして、推薦させていただくものでございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。

これから採決します。

議案第73号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第74号 小豆島町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第74号小豆島町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第74号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部改正に関連して、平成25年6月12日に地方税法施行令及び同法施行規則の一部改正がそれぞれ行われたことから、これに伴う所要の改正を行うものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 税務課長。

○税務課長（田村房敬君） 議案第74号小豆島町税条例等の一部を改正する条例について、改正内容のご説明をさせていただきます。

本条例につきましては、平成25年度税制改正のうち、地方税に関する部分におきまして、地方税法の一部を改正する法律及び関連法令が本年3月30日に公布され、4月1日から施行されましたが、改正事項のうち金融所得課税の一体化など、平成28年以降に適用される部分についてはこのたび改正内容が示されましたので、関連する小豆島町税条例及び小豆島町国民健康保険税条例についてその一部を改正するものでございます。

それでは、改正条例につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきます。

議案集の6ページをお開き願います。

改正条例の第1条、小豆島町税条例の一部改正をご説明いたします。

まず、第47条の2は、町県民税の年金所得に係る特別徴収、いわゆる年金天引きにつきましては、町県民税の賦課期日である1月1日に、当該市町村に住民登録していなければ特別徴収の対象から除外されておりましたが、今回の改正によりまして、1月2日以降に転入、転出があった場合でも1月1日に在住していた市町村において年金特別徴収が引き続き行えるといった改正でございます。

次のページ、第47条の第5項につきましては、同じく年金特別徴収に関連する改正でございます。

ご承知のとおり、年金特別徴収は、当該年度の年金支給月に年6回行われております。そのうち、4月、6月、8月の前半3回は、仮徴収といたしまして、前年度の10月、12月、2月の3回の徴収額に相当する額が徴収されます。

実際の運用としましては、前年度の2月の特別徴収額がそのまま8月まで3回徴収されます。したがって、10月からの後半3回で当該年度の残りの額を精算す

ることになります。例えば、医療費控除等の関係で、前年に比べて住民税額が大幅に減額になった場合、10月からの徴収額が大きく減となります。現在の運用ですと、この大きく減額となった額で翌年度は8月まで仮徴収されますので、年税額がそのまま、前々年度と同程度であれば今度は10月から徴収額が大きく増となってしまいます。一度大きな税変動の年があれば、前年度の前半と後半で特別徴収額に大きく差ができてしまい、その増減は解消されないまま繰り返されることとなりますので、納税者にとって非常に不便が生じているところでございます。

このたびの改正は、この問題を解消するために、簡単に申しますと前年度の特別徴収税額の全体の2分の1を当該年度の仮徴収額とするものでございます。これによりまして、翌年度には前半と後半の徴収額の差額が解消されることとなります。

続いて、附則の改正でございます。

議案書は8ページからになります。

附則の改正の内容につきましては、平成25年度税制改正のうち、金融所得課税の一体化に基づくものでございますので、先にその概要について説明させていただきます。

金融商品のうち、上場株式等の株式と国債や社債などの公社債につきましては、所得課税方式に差異がございました。例を挙げますと、株式投資信託に係る譲渡益につきましては、所得税、住民税合わせて20%の申告分離課税となっておりますが、公社債の投資信託は非課税でございました。それが今回の税制改正によりまして、公社債の譲渡益についても上場株式等と同じく20%の申告分離方式により課税されるものでございます。

また、国債や地方債など特定公社債と呼ばれるものの利子所得や配当所得につきましては、20%の源泉分離課税の対象となっておりますが、これも20%の申告分離課税方式に改められます。そして、これらの課税方式を統一するとともに、上場

株式等と公社債の損益を合わせて通算できるよう改正されます。

それでは、順番に条文整備の内容をご説明いたします。

まず、附則第7条の4は、後に出てまいります附則第19条の2の新設に伴う引用条文の追加でございます。

次に、附則第16条の3は、冒頭で説明いたしました特定公社債の利子所得を上場株式と同様に申告分離課税とすることによる改正でございます。

続いて10ページ、附則第19条は、一般株式及び一般公社債の譲渡所得についてそれぞれの損益を通算して申告分離課税とすることによる改正でございます。

また、11ページの附則第19条の2は、同じく上場株式と特定公社債の譲渡所得について、第19条と同様の改正を行い、条文が新設されます。結果といたしまして、一般株式等と上場株式等は区別して損益通算されることとなります。

次に、旧附則第19条の2から6及び16ページの第20条並びに20ページの第20条の3につきましては、譲渡所得等に係る課税標準の細目を定めているものであり、納税義務者にとって非常にわかりにくいものでありますことから、今回整備を行った上で削除するものでございます。

18ページ、附則第20条及び21ページ第20条の2につきましては、先ほど説明いたしました旧附則の削除によって生ずる条ずれと、同じく条文中の引用条項について生ずるずれをそれぞれ整備するものでございます。また、24ページ第20条の3は条ずれの改正でございます。

引き続き、改正条例の第2条、小豆島町国民健康保険税条例の一部改正の内容についてご説明いたします。

まず、附則第3項につきましては、税条例第16条の3と同様に、上場株式と特定公社債を合わせて申告分離課税方式とすることによる改正でございます。

次に、附則の第6項は、これも同じく一般株式と一般公社債について申告分離課

税とする改正でございます。

附則第7項は、税条例第19条の2と同様に、損益通算に係る改正の内容でございます。

また、26ページの旧附則の第8項、第9項、第11項については、株式譲渡所得等の課税標準の計算細目についての規定であり、納税者に対してのわかりやすさの向上のために整備を行い削除されております。それに伴い、附則第8項以降、項ずれが生じております。

最後に、27ページ、附則第11項は、条約適用配当等に係る所得の規定に、利子所得と雑所得を新たに加えた改正でございます。

なお、施行日につきましては、改正条例の第1条中第47条の2第1項と、第47条の5第1項が平成28年10月1日から、その他については平成29年1月1日となっております。これは金融所得の一体化に係る改正につきましては、金融機関等のシステム改修が必要なため、公布から施行日まで相当の期間を設けているものでございます。以上、簡単でございますが、小豆島町税条例等の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第74号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号小豆島町税条例等の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第75号 小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する

条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第8、議案第75号小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第75号小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部改正に伴い、税外収入金の延滞金の割合の特例について関係規定を整備しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第75号小豆島町後期高齢者医療に関する

る条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

平成25年度の地方税法の一部の改正によりまして、延滞金等の利率が引き下げられることから、町税条例を根拠とする後期高齢者医療に関する条例及び小豆島町介護保険条例、小豆島町保健・医療・福祉関係職修学資金貸付条例、そして小豆島町営住宅管理条例の延滞金の利率に関する条項を改正しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表によりましてご説明をいたします。上程議案集の29ページになります。

小豆島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正として、附則第4項延滞金の割合の特例でございます。

改正前では4項の3行目になりますが、括弧書きの部分です。各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。これは現在の特例基準割合が、公定歩合に4%の割合を加算した割合のことでございまして、現行で4.3%となっております。改正後は、同じく4項の3行目になりますが、括弧書きで、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合をいうとしております。これは、特例基準割合を改正前の公定歩合プラス4%の割合から、国内銀行の貸出約定平均金利に1%を加算した割合に改正するもので、2%になります。

ページの下から3行目になりますが、年14.6%、これは納期限後1カ月を超える部分の利率になりますが、特例基準割合2%に7.3%を加算した割合とすることで、年9.3%に引き下げられます。

続いて、次のページになりますが、年7.3%の割合、これは納期限後1カ月以内の税率でございまして、当該特例基準割合2%に年1%を加算した割合で、年3%

に引き下げられるものです。平たく申し上げますと、納期限後1カ月以内の割合を4.3%から3%に、また1カ月を超える割合を14.6%から9.3%に、それぞれ引き下げて改正するものであります。

以下議案集の30ページから34ページにかけまして、新旧対照表をそれぞれの条例ごとに記載しておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

最後に、附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第75号小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例については原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号小豆島町後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第76号 小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第9、議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

新しい中学校の設置にあわせ、池田学校給食センターを廃止し、内海学校給食センターに業務を統合するに伴い、設置条例を整備しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 上程議案集の35ページをお願いいたします。

議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例。

次の改正前の欄に掲げる規定を同条の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正するものでございます。

提案理由は、先ほど町長のほうから申し上げましたけれども、平成26年4月1日から池田町学校と内海中学校を統合することに伴い、池田学校給食センターを廃止し、内海学校給食センターに業務を統一するものでございます。

内容につきましては、表の改正前の欄の第2条の名称及び位置ですが、小豆島町立池田学校給食センターと小豆島町立内海学校給食センターを統合して、改正後の欄にありますように、新しい学校給食センターの名称を小豆島町立学校給食センターに、位置につきましては、片城甲44番地1、現在の内海学校給食センターの位置に設置しようとするものでございます。

附則ですが、この条例は平成26年1月1日から施行いたします。

なお、補足になりますが、内海学校給食センターの増築工事は既に8月末に竣工しており、移設が必要な厨房機器については、冬休みの間に完了する予定で、来年1月9日から給食の配食を開始いたします。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 中学校の統合は4月からなのに、どうして1月から給食センターを先に統合するのかお尋ねいたします。

それと、今いる池田の給食センターの職員の処遇はどうなるのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 給食の調理につきましては、統合は来年の4月1日でございます。それに向けて給食センターの統合の準備を進めておりますけれども、先ほど申し上げましたように、現在の内海学校給食センターの増築工事につきましては、工期がかなりかかりますので、ことしの8月、夏休みを利用して増築工

事を既に完了いたしております。

あとにつきましては、池田給食センターのほうから使用できる厨房機器を内海学校給食センターに移設すれば調理が開始できることになっております。これにつきましても、この冬休みに移設が既に完了できますので、効率化を早く図るために、もう1月から内海のほうで一括調理を開始するという事で考えております。

職員の処遇なんですけれども、池田の給食センターのほうには県の臨時の栄養教諭が1名、調理員が5名おります。県の栄養教諭につきましては、1月から3月まで引き続き内海のほうで勤務するようになります。5人の調理員につきましては、4人が嘱託調理員、1人がパート職員です。嘱託調理員のうち2人が12月末で退職、パート職員についても退職ということになっております。ですから、2人は内海学校給食センターのほうに異動すると。欠員となります調理員につきましては、11月の広報で募集をいたしまして、11月末で2名募集に対して1名の応募ございました。12月の最初に採用試験を実施しまして、この1名の方の採用は決定しております。1名欠員となっておりますので、もう期間もありませんので、これはもう給食センターのほうで個別にぜひもう一名を探しているという状況になっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 退職される方の理由っていうのは。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 2名の方につきましては、年齢が58歳と59歳の方

でございます。もう残りが60歳まで年数が少ないので、これまでなれた池田のほうから内海のほうへ行って、少ない期間勤めるのはもうちょっとしんどいかなということもございまして、もうことしの春ごろから退職の意向を示されておりました。それでもうこの12月でやめるということになっております。

○議長（秋長正幸君） ほかに。11番村上議員。

○11番（村上久美君） この退職に当たって、その状況に至るといえるか、内海給食センターへの異動によって、年齢的なものもあると思うんですが、それ以外で実は内海給食センターの責任者のほうからも、池田給食センターのパート、嘱託の職員についてのパワハラがあったというふうな情報が入ってきています。

いろいろ職務の改善とか、そういうふうな状況も要望もあったと思うんです。当時これは教育委員会におられた担当の方が多分経緯は知っていると思うんですが、既に退職するという意向のもとで、事実こういうことがあったというふうに申し出たそうですけども、やめる前にそういうことを言ってほしいというふうな、みたいなことも言われたそうですが、嘱託に対しての首切りというのは、やはりそれはできるものではないというふうに思うし、そういう職場の環境が、給食センターの責任者をもとにして、そういうことをやっぱり、言動なり行うということは、責任者としての問題に資質といいますか考え方といいますか、やはり問題があるというふうに私は思うんですが、そういう流れの中で、11月の広報にも職員を2名を募集したとありますが、やはりそういう以前からの、いずれ池田給食センターはなくなるという中で、そういう職員に対するパワハラがあったというふうなことが非常に問題だというふうに思うんですが、その状況について把握しているでしょうか。現在、課長どうですか。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） 内海学校給食センターのほうに調理員、女性の方が9名おられます。池田のほうが5名ということです。女性ばかりの職場で、毎日顔を合わせているということで、それなりに職員間でのいろいろ仕事のできるできない等、そういう要望いうんですか、もうちょっとどうにかならないかというお話は聞いたことはございます。内海の給食センターの調理員も、私のほうで直接全員そろって聞き取り、お話を聞いたこともございます。教育長のほうからも内海と池田の調理員、両方個別に状況等を確認した経緯はございます。

今ご指摘のありましたような、私の知ってる範囲ではパワハラというふうなことで、今回退職する2名の方からパワハラがあったというふうな申し出は聞いておりません。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 確かに答弁あったように、今回やめられる58歳、59歳の方ではないと思うんですが、給食センターを廃止するに向けてのさまざまな動きがある中で、いろんな職員の要望なりが、その人を通してまとめて申し入れなり要望なりをしたようですが、内海給食センターの責任者は、いつでもそんならやめさせることができるんやというふうなことを吐いたり、やっぱりそういうふうな方がセンターの責任者でおっていいのかというふうな、私はすごく強く思ったんです。これの改善については、ぜひ求めたいと思うし、今現在は囑託らしいですが、自分自身が給料も、がたっと減ったというふうなこともあります、やはり同じ職員でありながら、そういうことを平気でやるっていうのは非常に問題ある。そういう席に

置くこと自体、私は問題だと。今後は池田から通う職員に対しても、そういう攻撃があった場合に、本当に大丈夫だろうかというふうに危惧をしております。

私はやっぱりその点をまず改善してもらいたいし、それと同時に、本来は池田小学校は義務教育である教育施設、池田小学校あるわけですから、やはりそこで自校式による給食をやるべきだと。これは教育の一環ということでもあるわけですから、ちゃんとやるべきだというふうに思うわけですが、この2点、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） まず、最初の1点目でございますけれども、恐らくもう既に退職された方のご指摘かと思えます。お名前は差し控えますけれども、ことしの1月末で退職された方だと思うんですけれども、9月以降に私のほうに電話はございました。

その方につきましては、今村上議員がおっしゃったようなこととお話ししたんですけれども、多少私が聞いたニュアンスとは違います。結構長い時間電話でお話しして、状況について私なりに誠意を持って回答したつもりでございます。

一応、その電話で了承っていうんか、理解していただいて、逆にもうこれで結構です。ありがとうございましたということで私のほうの電話は終わりましたので、先ほどご指摘があったようなパワハラ等については、そういうことはなかったと、誤解ではなかったかというふうに私のほうは思っております。

もう一点、池田小学校があるんで、こちらのほうで調理をということでございますけれども、来年1月以降、新しい給食センターのほうでつくる給食数が約1,300食になります。池田小学校につきましては約200食程度になりますので、やっぱり

調理員の数であるとか、施設の維持管理、効率的な調理、そういう、今後はアレルギー給食、そういうふうな対応について十分に配慮して、安心・安全な給食を提供していくには、新しい小豆島町学校給食センターで一括調理、一刻も早く調理をするのが望ましいと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） 地産地消というんですか、2カ所が1カ所になるんで、食料の調達の内容は変わらないんでしょうか、今地元の人を利用しようと思うんですけど。

○議長（秋長正幸君） 学校教育課長。

○学校教育課長（坂東民哉君） これまでに内海学校給食センターに納入しておりました業者、池田給食センターに納入しておりました業者、これにつきましては事前の協議は一応終わっております。池田の場合、野菜とかにつきましては池田の食品組合ですか、そういう組織がございましたけれども、今回の一括調理に伴いまして、給食センターのほうで協議して、一応円満に納入割合が、内海の業者も納得していただいて、池田側の業者も納得していただいて、1月以降円滑に納入できるものと理解しております。以上です。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例については、提案理由として池田中学校と内海中学校の統合に伴い、池田学校給食センターを廃止し、内海学校給食センターに業務を統一するためというふうになっておりますので、これには異議あるのであります。そして、給食センターというのは、池田学校給食センターは、現在小学校も運営されてるわけですから、手づくりの安心・安全な給食を自校方式によって児童に提供させることは教育の一環である。学校教育の位置づけだというふうなことの考え方のもと、この条例改正については反対の立場であります。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。10番渡辺慧議員。

○10番（渡辺 慧君） 私は、池田学校給食センターを廃止し内海学校給食センターで業務を統一して行い、小豆島町立学校給食センターとすることはぜひ必要であると考え、小豆島町立学校給食センター条例の一部改正議案に対して賛成の立場で討論を行います。

既に平成26年4月から池田中学校と内海中学校を統合し、小豆島中学校とすることは決定しております。このため、池田学校給食センターでは、池田小学校だけの給食となりますので、業務効率や施設の維持管理等を考えると、業務の統一は欠かせないものと考えます。

また、業務の統一に必要な内海学校給食センターの増築工事については、工

期を確保するためにことしの夏休みに工事を完了しており、池田学校給食センターから必要な厨房機器を移設すれば、一括調理が可能な状況であると聞いております。このため、この冬休みに厨房機器の移設工事を行い、一日も早く一括調理を開始して、業務を統一することは非常に合理的であると考えます。以上のことから、私は小豆島町立学校給食センター条例の一部改正議案に賛成します。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第76号小豆島町立学校給食センター条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第77号 小豆島町障害者グループホーム条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第10、議案第77号小豆島町障害者グループホーム条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第77号小豆島町障害者グループホーム条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島町の福祉政策において障害者の生活支援は大きな課題でありました。この課題を解決するため、障害を持つ人たちが住みなれた故郷で暮らし、地域社会での自立生活を支援するため、新たに障害者グループホームを設置しようとするものがあります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下 淳君） 議案第77号小豆島町障害者グループホーム条例につきましてご説明申し上げます。

上程議案集の36ページをお開き願います。

グループホームにつきましては、現在、二面にあります旧二生幼稚園舎を改修工事中で、来年の3月20日の完成を目指しているところでございます。グループホームは一定程度の自活能力がある障害者が、世話人等の支援を受けながら少人数で共同生活し、地域社会での自立を目指す居住の場でございます。

それでは、条例についてご説明いたします。

まず第1条、設置規定でございます。障害者に生活の場を提供して必要な援助を行い、自立生活を助長するとともに、一時的に日常生活が困難になった在宅の障害者に対して必要な保護を行うため設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。名称を小豆島町障害者グループホームとし、位置を小豆島町二面568番地1とするものでございます。

第3条は、グループホームの事業の規定でございます。障害者の共同生活援助と短期入所に関することを事業とするものでございます。

第4条では、指定管理者による管理の規定でございます。地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができるとするものでございます。

第5条では、指定管理者が行う業務の規定でございます。障害者の共同生活援助と短期入所に関することを初め、施設の利用や維持管理に関する業務を規定しております。

第6条では、事業報告書の作成及び提出に係る規定でございます。

第7条では、業務報告の聴取等として、適正な管理のため必要に応じて報告を求め、調査、指示ができるとするものでございます。

第8条では、指定管理者に対する指定の取り消しを規定しております。

第9条は、利用対象者の規定でございます。

第10条と第11条で、利用の承認や取り消し、第12条で原状回復の規定としてございます。

第13条で利用料金を、第14条で利用料金に関しての町長の承認等の規定でございます。

第15条では、損害賠償義務を定め、第16条において秘密保持義務として個人情報の保護を規定しているものでございます。

第17条では、グループホーム指定管理者選定審議会の設置に係る規定でございます。

第18条は委任規定でございます。

最後に附則としまして、この条例は平成26年1月1日から施行しようとするものでございます。以上簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（秋長正幸君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。11番村上議員。

○11番（村上久美君）　このグループホームについては、以前にも議会で取り上げられたことがあります。それで、今回入所できる人数はもう既に何人というふう
に決まってるんでしょうか。

それと、これは以前には男性のみというふうに伺ったと記憶しますが、そうでしょうか。

それと、利用料金は、これは委託する関係もあるかと思うんですが、わかるのであれば大体どれぐらいかということ伺いたいと思います。

○議長（秋長正幸君）　健康づくり福祉課長。

○健康づくり福祉課長（大下　淳君）　人数でございますが、部屋を最大限とりまして6室ございます。そのうちの5部屋、5人が常時居住する部屋として、もう一つは、短期入所に対応する部屋とする考えでございます。

それから、男性のみかということでございますが、男性だけではだめということもありません。それも入居者がどなたになるかということで、あとはもう施設の管理のほうで適宜対応していくことが必要かなと思っています。

それから、利用料金でございますが、まず家賃というものがございまして、その後は特定費用と申しまして、日常生活にかかる費用、例えば洗剤とか石けん、それから皆さんが使うトイレットペーパーとか、あるいはまた光熱水費、これは入居者数の数で案分するとか、家賃プラス光熱水費また共同費用などがかかってこようか
と思います。

県下の数字を見てみますと、高いところは家賃だけでも5万円を超えるところもあります。それはマンションを借りての運用なんで仕方ないと思いますが、それ以外の施設を見ますと1万5千円であったり2万2千円であったりの施設があちらこちらに散見されます。

いずれにしても、その施設の運営上、どの程度が好ましい料金設定になるか、今から検討しなければなりません。そういったものも含めまして、また教育民生委員会のほうでまたお話しすると思いますが、また指定管理者とも協議を深めていって決定に至るというふうに考えております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

本案については、教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号小豆島町障害者グループホーム条例については教育民生常任委員会に付託することに決定されました。

~~~~~

日程第11 議案第78号 小豆島サイクリングターミナル条例を廃止する  
条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第11、議案第78号小豆島サイクリングターミナル  
条例を廃止する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町  
長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第78号小豆島サイクリングターミナル条例を廃止する  
条例について提案理由のご説明を申し上げます。

小豆島サイクリングターミナルは既に閉館中であり、今後においても旅館業のと  
しての再開が見込まれないことから、同施設の設置条例を廃止しようとするもので  
あります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお  
願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 議案第78号小豆島サイクリングターミナル条例を  
廃止する条例についてご説明を申し上げます。

上程議案集40ページをお開きください。

小豆島サイクリングターミナルにつきましては、平成24年1月23日に開催されま  
した小豆島サイクリングターミナル運営審議会におきまして、建物の老朽化による  
大規模改修に多額な事業費を要すること、お客さんのニーズに対応できていないこ  
とや利用者の減少を理由に、平成24年9月末をもって一時閉館することとしまし  
た。そのため、平成24年10月1日から営業を停止しており、同条例の設置目的であ

ります青少年が自転車を利用することにより、安全快適かつ経済的な旅行が行われるとともに、青少年の健全育成に資することを達成するための管理運営を行っておらず、現段階でも宿泊施設としての再開は予定していないことから、同施設の設置条例を廃止しようとするものであります。

なお、本条例の廃止に伴いまして、小豆島サイクリングターミナル運営規則及び小豆島サイクリングターミナル運営審議会規則につきましても廃止となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番植松議員。

○9番（植松勝太郎君） サイクリングターミナルは、以前ジャンボフェリーがつくぞという話の中で、横っちょのほうにエレベーターをつけて高齢者やとか身障者、ここら辺の乗りおりがスムーズにできるようにというふうな話があったと思います。それからまた、今回の部分で耐震診断も行ったというふうなことも聞いております。耐震診断の結果、どういうふうにしたいのかということと。

もう一つは、現在でも何人かの人が寝起きをしておるというふうなことを聞いておりますので、その建物を今後どうするのかということをお伺いしたいと思えます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 提案したように、サイクリングターミナルとしての使命は終えてますので、いずれ解体し、サイクリングターミナルは撤去されると思ってお

ります。

坂手港というのは、小豆島の玄関であると思ってまして、ジャンボフェリーの就航に伴いまして、かつてのにぎわいを取り戻しております。また、ことしの瀬戸内国際芸術祭でも大勢のアーティストの方々がそこに滞在することによって、小豆島全体のいろんな形での地域との交流拠点としての役割を果たしました。これも事実上、私の責任のもとでサイクリングターミナルとしての役割を終えた施設なども利用をしたということでありまして、また3年後に瀬戸内国際芸術祭が開かれると思いますが、さらにジャンボフェリーの発着回数なんかの充実も図りまして、本当の意味で小豆島が元気になる玄関口としての坂手の全体の構想というのをつくろうと思ってます。

きょうも谷議員から質問があったホテルの廃墟というのが、船から来られる方にとってかなりのショックを与えるということで、その辺の景観なども含め、またジャンボフェリーの発着の機能、今の施設、かなりほかの施設も老朽化してますので、全体的にちょっとビジョンを書いてやろうと思ってます。ですから、多分アーティストと地域の人との交流の拠点であるとか、あるいは坂手の玄関港にふさわしい、例えば子供たちがわくわくする施設をそこにつくりたいというような人たちもありますので、いろんな形、ちょっと時間をいただいて絵を描いて、また議会の皆さんにもご説明した上で次の構想は進めてまいります。

その間、私の責任で、いろんな方、例えばアーティストの人がまだ頻繁に来て地域で活動してますし、来年度予算のときにまたご説明しますが、来年、芸術祭は3年に一度ですけれども、その谷間の期間もせっかくアートで地域おこしをしようという芽が出てますので、芽が消えないような取り組みも来年しようと思ってます。来年夏は多分、福田は福武ハウスというのがありますけども、引き続き福武ハウスも来年の夏、アジアのアーティストを呼んで作品展開をするということになってま

すし、それから三都半島も芸術家村というのがありますが、芸術家村も少し形を変えて来年夏には今ある作品にプラスアルファでアートの展開をしたいと思っております。それから、福田、醬の郷、坂手も、ことしほどの規模にはいきませんが、それなりのイベントをしたいと思っておりますので、そういう中で一時的に活用する方策はいろいろ出てくるかと思いますが、そういうものもルールをつくってきちんとやろうと思っております。また構想がまとまりましたら、委員会でも開いていただければご説明してご意見をいただきたいと思っております。

とりあえずサイクリングターミナルとしての使命は終えたので、少し専門的な説明になりますが、役場が持つてる財産というのは行政財産と普通財産というのがあります。サイクリングターミナル条例がある時、あの建物はサイクリングターミナルで使うべき行政財産なんですけど、この条例がなくなると町長が管理する普通財産ということになります。例えば、醤油会館がありますね、醤油会館はいわゆる普通財産なんですけど、次の形になるまで、これまでは書庫として利用してたんです。今は21世紀に二十四の瞳を伝える会の稽古場として町長の責任で使っているように、解体までの間、エリエス荘についても私が責任を持って管理して、必要最小限度の施設として活用する。それもあくまで緊急避難である話であって、いずれちゃんとした条例を提案して対応していきたいと思っております。そういう趣旨でご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長、耐震。

（9番植松勝太郎君「耐震とエレベーターと」と呼ぶ）

商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） 平成23年度に実施しましたサイクリングターミナ

ルの耐震診断ですけれども、耐震診断の結果、二次診断で1階のほうはI s値0.6以下の0.41となっております。それ以外のところについては耐震強度があるということなんですけれども、1階につきましてが耐震の強度がないというような結果が出ております。

○議長（秋長正幸君） 建設課長。

○建設課長（尾田秀範君） 先ほどのエレベーターの件でございます。そちらにつきましては、今船に乗り込むための人道橋にはエレベーター等はないでございます。そして、案としまして、サイクリングターミナルを利用する案も確かにございました。その案と今既存の人道橋にエレベーターを増設する案、それと全く新しい人道橋を新たに設置して、その横にはエレベーターがついているのを整備する案の3つを香川県のほうにおいて検討していただきまして、最終的には人道橋はもう新しいのにして、新しいバリアフリー化ということで、15人乗りのエレベーターを持った形の人道橋を整備しよう。ただ、そういう構想で今既に県のほうは計画のほうが進んでおります。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第78号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号小豆島サイクリングターミナル条例を廃止する条例については原案どおり可決されました。

暫時休憩します。再開は3時35分といたします。

休憩 午後3時26分

再開 午後3時35分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第12 議案第79号 電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約について

○議長（秋長正幸君） 日程第12、議案第79号電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第79号電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約について提案理由のご説明を申し上げます。

電気自動車の普及促進を目的に、充電設備を小豆島町内7カ所に整備するため、必要な急速充電器等の購入契約を締結しようとするものであります。

内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 議案第79号電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約についてご説明申し上げます。

上程議案集41ページをお開きください。

町長の説明にもありますけれども、今回町内7カ所に設置する電気自動車用急速充電器を購入するため、物品購入契約を締結しようとするものであります。

契約の目的、電気自動車普及促進事業に係る物品購入、契約方法、指名競争入札、契約の金額997万1,850円、契約の相手方、香川県高松市番町1丁目6番8号、富士電気株式会社四国支社、支社長西村祐二。

1枚めくっていただきます。

電気自動車用急速充電器概要書であります。備品名、電気自動車用急速充電器、数量7台、このうち海に近いものにつきましては耐塩害仕様を予定しています。これが6台でございます。それと寒霞溪山頂に設置しますものが普通仕様で1台であります。

契約金額の内訳としまして、耐塩害仕様が143万6,400円の6台、普通仕様が135万3,450円の1台でございます。落札業者は、先ほど申し上げた富士電気株式会社でございます。

納期、平成26年3月14日、入札業者でございますが、3社でございます。株式会社高岳製作所四国営業所、富士電気株式会社四国支社、菊水電子工業株式会社関西営業所でございます。

それで、今回納入する充電器の仕様でございます。充電器本体につきましては、これチャデモと読みます、チャデモ規格に準拠しているということでございます。チャデモと申しますのは、電気自動車の急速充電方法の商標名でありまして、62.5

キロワットまでの直流を用いる急速充電方法で、コネクターの規格であるとか充電方法、通信方法を統一しているものであります。

それから、出力、25キロワット、入力、三相ACというのは交流でございます、交流200ボルト。それから、外形寸法及び質量でございます。幅が800ミリ、奥行き480ミリ、高さ1,700ミリ、重量が195キログラムであります。

それと、将来の課金に備えまして、コイン式の課金装置をあわせて設置する予定にしています。使用硬貨につきましては、10円、50円、100円、500円硬貨が使用できるといってございます。それと外形寸法及び質量ですが、幅が300ミリ、奥行き400ミリ、高さが1,150ミリ、重量が41キロでございます。以上簡単でございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。9番植松議員。

○9番（植松勝太郎君） 今チャデモという形で規格に準拠したということを課長話しておりましたが、この充電器のプラグいうんですか、差し込みのところは自動車メーカーが全部統一しとんでしょうか。それであれば、借りた日産であろうがトヨタであろうが三菱であろうが、全部使えるということになるんですが、いかがですか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） おっしゃるとおり、いろんな車のメーカーがありますけど、それが統一されてないと使い勝手が非常に悪いということで、自動車メーカーであるとか、あと東京電力等がチャデモ協議会という協議会を設置しまし

て、そこで統一のこのチャデモ規格というものをつくっております。ですから、これで全ての日本車についてはそういうコネクタは統一されているということでございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 1つ、この機械の設置もこの会社が全部設置まで行ってくれるのでしょうか。

それと、これはどれぐらい、何十年間もつものなのかどうか。メンテナンスとかはどういうものが必要なのか。

それと、有料のことですけど、将来と言われたんですけども、いつごろとか、そういうのは考えておられるのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） この金額は、充電器、機械だけの金額でございます。ですから、設置はまた別の町内の電気工事業者に発注する予定にしています。

それと、耐用年数ですけど、一応8年間というふうに設定しています。

それから、課金ですけども、9月議会でもお話ししましたように、現在は無料で、いわゆる電気自動車の普及のために無料でいきたいというふうに考えてますけども、いつから課金を行うかというのはちょっとまだ先といたしますか、またそのときに考えていくということになると思います。

（12番鍋谷真由美君「メンテナンス」と呼ぶ）

済みません、メンテナンスですけど、1年間はいわゆる瑕疵担保がありますので、

1年間についてはメーカーのほうで保証していただけます。2年目からはいわゆるメンテナンス契約をしていくということになると思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。3番大川議員。

○3番（大川新也君） 今耐用年数が8年ということですけど、これ8年いうたら割合短いような感じがするんですけど、今、県下の観光施設でこの充電器をつけておるところはどれぐらいあるのかということと、電気自動車で小豆島へ訪れる、住民の方もそうでしょうけど、観光客の電気自動車のシェアとか、どれぐらいのがこの島に入ってきて充電をしようかなというふうなことまでは考えてつかんでないんですかね。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 県下の充電器の設置状況についてはちょっと調べておりませんので、ここでちょっと答えられませんけど、それと、島内には現在オリーブ公園と土庄の港に1台ずつ設置をしております。

○議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

○3番（大川新也君） オリーブ公園の使用頻度というか、それはどれぐらいなものがあるんですか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） オリーブ公園の使用頻度についてですけども、8月が一番やっぱり多くて、月に15台ほど充電していると聞いてます。それ以外は観光客が少ないということで、月に数台という状況であると思います。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） 電気自動車の普及率というんか、何台というんか、僕勉強してないから知らんですけど、大分期待しての導入だと思うんで、電気自動車の普及は大分進んでいるのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） ちょっと新聞報道で見た話なんですけども、1920年に新車販売の20%を目標にしているというふうには聞いております。

（「2020年」と呼ぶ者あり）

ああ、2020年です、に新車販売の20%を目標にしているというふうには聞いてます。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） それはむこうの方の目標ですか、今の言っているのは。

（環境衛生課長樋元一郎君「はい」と呼ぶ）

もういいです、それで。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） 観光地で設置するというふうなことで私たちは考えておりますが、充電できる車種が日本車に限るというふうなことで、外国の分はちょっと規格が違くて充電できんというふうな情報を聞いたことがあるんですが、その辺のアタッチメントなりを考えるというふうなことはないんですか。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 申しわけないんですけど、外国の規格については私ちょっとまだ調べておりません。それで、アタッチメントがあるかどうかも調べておりませんので、また調べてみたいというふうに思っています。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第79号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号電気自動車普及促進事業に係る物品購入契約については原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第80号 平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第81号 平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第82号 平成25年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第83号 平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（秋長正幸君） 次、日程第13、議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第83号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）までの4議案は相関する案件でありますので、あわせて提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は1億7,929万8千円でございます。

補正の内容といたしましては、議会費11万円、総務費3,863万7千円、民生費2,813万6千円、衛生費5,470万2千円、労働費224万2千円、農林水産業費375万8千円、商工費1,057万7千円、土木費99万7千円、教育費4,013万9千円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明させます。

なお、議案第81号介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第82号水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第83号病院事業会計補正予算（第2号）につきましても、順次担当部長、課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第13、議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）の内容説明を求めます。企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

上程議案集の43ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,929万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億7,659万3千円とするものでございます。

第2条は、地方債の追加及び変更であります。追加はございませんで、変更でございます。

47ページをお願いいたします。

第2表地方債補正のように変更するものでございます。

なお、変更理由につきましては、地域の元気臨時交付金の追加配分がございまして、その交付金をグループホーム整備事業に充当いたしますこととしましたことから、地方債の借入限度額が減額となるものでございます。なお、借り入れる地方債は合併特例債でございまして、今年度に元利償還金の70%が交付税措置されるものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案集末尾に添付しております平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）説明書の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。

14款国庫支出金及び15款県支出金につきましては、ほとんどが各種給付費の増あるいは事業費の増により、それぞれ備考欄に記載の各種負担金、補助金の追加配分があったものでございます。ただし、15款2項2目1節社会福祉費補助金272万6千円の減額でございます。これのうち、備考欄1と備考欄3につきましては、備考欄1の補助金から補助率、補助額ともに、有利な備考欄3の補助金に乗りかえたことによりましてそれぞれ増減したものでございます。備考欄2の隣保館運営費補助金は、人件費の精算等に伴う補助金の減額であります。

次に、17款寄付金でございますが、1項1目1節一般寄付金は町内の個人から1件180万円、5目1節小学校費寄付金は町内の企業から3件3万円、5目5節保健体育費寄付金は町内の企業から1件10万円の寄付がございましたので、それぞれ受け入れするものでございます。

次に、18款繰入金、1項11目1節内海病院事業基金繰入金4,239万6千円でございます。これは内海病院の医療機器整備等の財源として繰り入れるものでございます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

19款繰越金、1項1目1節前年度繰越金9,746万5千円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応したものでございます。

次に、20款諸収入、5項1目3節雑入59万6千円でございます。これにつきましては、瀬戸芸期間中の旧福田小学校及び体育館の光熱水費の実費部分を、借り手であります福武財団から納付いただくものでございます。

最後に、21款町債、1項8目1節社会福祉債1,300万円の減でございますけれども

も、これは地方債補正でご説明申し上げたとおりでございます。以上、歳入の補正額合計は1億7,929万8千円でございます。

次に、歳出の説明を申し上げます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

説明の前にお断りを申し上げます。例年どおり12月定例会におきまして、当初予算措置後の人事異動等に伴います人件費の補正をお願いいたしております。つきましては、特段の理由があるものを除きまして、人件費の補正につきましては説明を省略させていただきます。

1款議会費、1項1目議会費と2款総務費、1項1目一般管理費の3節までは人件費の補正でございます。19節負担金補助及び交付金が542万5千円の増となっておりますのは、昨年度末に急遽早期退職者が出たことから、退職手当組合への特別負担金が増額となったものでございます。

2款1項2目文書費、13節委託料57万8千円につきましては、消費増税に伴いまして広範にわたる例規整備が必要となったため、専門業者に委託することとしたものでございます。

2款1項7目企画費、18節備品購入費700万円でございます。これは瀬戸芸の作品展作品のうち、坂手地区のスター・アンガーと醬の郷のオリーブのリーゼントの2作品をそれぞれ地域のシンボルとして恒久展示すべく買い取ることとしたものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金200万円につきましては、今回の瀬戸芸におけます醬の郷、坂手港プロジェクトの試みと、その意義をドキュメントとして記録発信することを目的とした、そのドキュメントの製作に対して費用の一部を助成するものでございます。

なお、来年度以降も継続いたしますプロジェクトの広報物としての活用はもとより、図書館や学校などへも配布いたしまして、町民の皆様にもご覧いただけるよう

にしたいと考えております。

2款1項9目出張諸費15万円につきましては、臨時職員の賃金の不足を補うものでございます。

2款1項10目自治振興費、19節負担金補助及び交付金180万円であります。これは歳入でもご説明申し上げましたが、一般寄付金180万円を室生自治会の振興に対して寄付がございましたので、同額を補助金として交付するものでございます。

2款1項11目姉妹都市交流費222万円につきましては、南島原市におきまして2月22日開催予定の原城マラソンにあわせて、姉妹都市盟約30周年記念のオリーブ植樹祭を開催するに当たりまして、小豆島町からおおむね40名が参加することとなったため、その費用を計上したものでございます。なお、あわせて13節委託料ですけれども、これは10月27日に当町で開催いたしました歴史と交流のシンポジウムの委託料の不足分でございます。

2款1項13目防災諸費38万1千円につきましては、土砂災害ハザードマップを全世帯配布するための印刷製本費の増額でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

こちらのページはほとんどが人事異動に伴います人件費の補正でございますので、かいつまんでご説明させていただきます。

まず、2款2項1目税務総務費の18節備品購入費6万円でございます。こちらは町内の公民館等で確定申告時に利用しておりますプリンターの更新費用でございます。

次に、ページ中段からやや下側になりますが、3款民生費、1項2目老人福祉費、19節負担金補助及び交付金70万円でございます。福田地区の介護予防拠点の備品購入などに当たって、補助率、補助額とも有利な補助事業への乗りかえによりまして、備考欄のとおり増減が生じたものでございます。同じく28節繰出金18万3千円につ

きましては、離島地域指定に伴います、訪問系介護サービスの特別加算の利用者負担を軽減する事業に要する経費を特別会計に繰り出すものでございます。

次に、ページ下段の3款民生費、1項5目障害者福祉費、19節負担金補助及び交付金28万2千円でございます。備考欄1の相談支援事業負担金は、知的相談支援事業登録者の増による負担金の増、備考欄2の児童障害福祉年金補助金につきましては、補助対象者の方が1名増えたことによる補助金の増額であります。同じく20節扶助費3,564万9千円につきましては、各種自立支援給付費の利用増に伴うものでございます。

1ページめくっていただきまして、13、14ページをお願いいたします。

このページも前ページ同様、ほとんどが人件費でございます。かいつまんでご説明させていただきます。

ページ中段よりやや上ですけれども、3款1項7目社会福祉施設費、1節報酬の250万円の減額でございます。備考欄1につきましては、橘会館の子供教育支援員の採用がなかったことによる減、備考欄2は城山会館の館長さんが交代されたことによる差額分の減であります。

次に、ページ中段の3款2項3目ひとり親家庭等福祉費、20節扶助費82万3千円でございます。上半期の支給額が多かったことを踏まえまして、今後のインフルエンザの流行等に備えて医療給付費を増額するものでございます。

ページ下段の4款1項1目保健衛生総務費の7節賃金24万5千円につきましては、5歳児健診を初めといたします新たな保健事業に対応する中で、育児休暇中の保健師の補充要員としてパートの看護師を雇用するものでございます。

すぐ下側の4款1項2目予防費、23節償還金利子及び割引料38万円につきましては、子宮がん検診、乳がん検診などが対象となります感染症予防事業費等国庫補助金の前年度実績を精算した結果、補助金の返還が必要になったものでございます。

1 ページめくっていただきまして、15、16ページをお願いいたします。

4 款 2 項 1 目清掃総務費から 3 目し尿処理費の 7 節賃金までは人件費の補正で  
ございます。9 節旅費の 7 万 5 千円につきましては、みさき園大規模改修事業に伴  
いまして、工場検査が必要な機器がございますため、担当職員を派遣する旅費を計  
上するものでございます。

すぐ下側の 4 款 4 項 1 目病院費、9 節負担金補助及び交付金 4,239 万 6 千円につ  
きましては、病院事業基金繰入金を財源といたしまして、内海病院の医療機器等整  
備事業に対する負担金を支出するものでございます。

3 目公立病院再編整備事業費、15 節工事請負費 180 万円につきましては、先ほど  
条例のほうでもございましたが、中学校統合に伴いまして 1 月から学校給食センタ  
ーが統合されるに当たりまして、廃止となる池田学校給食センターを解体撤去する  
ものでございます。

次に、5 款 1 項 2 目勤労青少年ホーム費、11 節需用費 35 万 2 千円ですが、こちら  
は勤労青少年ホームの雨漏り修繕を行うものでございます。

次に、5 款 1 項 4 目緊急雇用対策費、13 節委託料 189 万円でございます。今回の  
瀬戸芸で芽生えました人と人、デザインや産業との関係をさらに深めまして、地域  
の魅力を高めるため、来年度のアートによる地域おこしとか、地域との交流に向け  
たプロジェクト業務を 1 月中に設立予定の団体に対して委託しようとするもので  
ございます。なお、財源は 100% 補助で、緊急雇用創出基金事業でありまして、委  
託先で新たな雇用をしていただく予定でございます。

ページ下段の 6 款 1 項 1 目農業委員会費から、ページをめくっていただきまし  
て、2 目農業総務費までは人件費の補正でございます。

6 款 1 項 3 目農業振興費、9 節旅費及び 14 節使用料及び賃借料につきましては、  
急増しておりますイノシシを初めといたします有害鳥獣の食肉利用を研究するた

め、先進地研修に要する旅費や、マイクロバスの借り上げ料等を計上したものでございます。

6款2項2目林業振興費、19節負担金補助及び交付金70万円につきましては、さきの台風18号により被災いたしました林道星ヶ城線及び平間線の復旧費用を森林組合に補助するものでございます。

6款3項3目漁港建設費、15節工事請負費200万円でございます。二面漁港高潮対策工事の単県補助が追加配分されることに伴います工事請負費の増額補正でございます。

7款商工費、1項1目商工総務費につきましては人件費の補正でございます。

同じく7款1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金93万2千円につきましては、産業会館の雨漏り修繕につきまして、指定管理者である財団法人産業科学研究所との協定に基づきまして、修繕費用の2分の1を補助するものでございます。

同じく7款1項3目観光費、13節委託料35万円につきましては、平成23年10月からFM香川に委託いたしまして、FMラジオやブログによる小豆島の情報発信を行ってきたところでございますけれども、ブログへのアクセス数等も順調に増加しておりまして、情報発信として欠かせないものとなってまいりましたので、本年12月以降も引き続き委託するものでございます。

同じく7款1項4目観光施設費ですが、これはふるさと村体育館の雨漏りに伴います屋上防水工事につきまして、現場精査の結果、設計監理委託料と工事請負費を追加計上させていただくものでございます。

1ページめくっていただきまして、19、20ページをお願いいたします。

こちらのページもほとんどが人事異動に伴います人件費の補正でございます。かいつまんでご説明いたします。

まず、8款3項2目急傾斜地対策費、19節負担金補助及び交付金60万円でございますが、これは福田森滝地区の県営急傾斜地崩壊対策事業費の増による県営負担金の増額補正でございます。

同じく8款5項2目改良住宅管理費、11節需用費200万円につきましては、改良住宅の退去に伴います修繕が1件必要となったほか、老朽化によります緊急修繕が増加したことによるものであります。

同じく8款6項4目公園管理費から、ページをめくっていただきまして、10款教育費、2項1目学校管理費の3節までは人件費の補正でございます。11節需用費110万3千円につきましては、町内の各小学校に光インターネット環境を整備するための配線費用を修繕料で計上させていただくものでございます。

10款2項2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金3万円につきましては、寄付金の歳入のところで申し上げましたが、苗羽小学校音楽部を育てる会に対しまして3万円の寄付がございましたので、同額を助成するものでございます。

10款3項1目学校管理費、3節職員手当については人件費の補正でございます。11節需用費20万円につきましては、小学校と同様、光インターネット環境の整備のための修繕料でございます。

同じく10款3項3目中学校統合事業費、13節委託料252万円につきましては、中学校統合後、現在の池田中学校体育館を社会体育施設として使用いたしますことに伴いまして、トイレ、浄化槽等の整備が必要になります。そのための実施設計を委託するものでございます。

10款4項1目子育て教育費、9節旅費11万3千円につきましては、すくすく子育て応援アクションプランの策定に向けたニーズ分析を高松大学と連携して行うことになりましたので、双方の打ち合わせ旅費を計上したものでございます。同じく11節需用費57万8千円は、安田馬場公園の遊具の老朽化による修繕料でございます。

す。同じく12節役務費189万1千円は、先ほどのすくすく子育て応援アクションプランを、来年度半ばまでということで策定を進めております。このニーズ調査に要します郵送料でございまして、当初1,200件を想定しておりましたけれども、18歳から60歳までの全員、約7,000件に調査対象を拡大するということになったため増額計上するものでございます。同じく13節委託料190万1,902万1千円でございします。まず備考欄1は、先ほどご説明いたしましたニーズ調査の拡大に伴いまして、データの入力や集計作業、これが非常に煩雑になるということで、こちらを両備システムズさんへ委託するものでございます。備考欄2は、平成27年度の子ども・子育て支援制度の改正に向けて、電算システムの導入を委託するものでございます。財源は県支出金100%でございします。備考欄3ですが、家庭保育サポート事業を委託しておりますリトル・ビーンズの利用が月平均で約120名にまで拡大してきたことに伴いまして、手狭になった台所の改修あるいは洗面設備の増築、人件費の増加などに対応する必要性が生じたため、事業者への委託料を増額計上するものでございます。同じく18節備品購入費129万3千円につきましては、児童虐待防止に係ります支援の長期化あるいは支援頻度の増加に対しまして、効率的な支援を行うための軽自動車、自転車、乳児用体重計など購入するものでございます。なお、財源は100%県支出金でございします。同じく19節負担金補助及び交付金83万4千円ですが、こちらは子育て応援モデル事業のメニューに自治会からの要望により、簡単な遊具の設置ができるという事業を加えましたことから、採択件数が増加したことによる補助金の増額でございします。

10款4項2目幼稚園費から、1ページめくっていただきまして、5項1目社会教育総務費までは人件費の補正でございします。

中段の10款5項2目公民館費、11節需用費81万8千円につきましては、電気工作物点検によりまして、安田公民館の高圧キュービクルが老朽化して危ないといった

ご指摘を受けましたので、解体撤去により不用となります池田学校給食センターの高圧キュービクルと入れかえるための修繕料でございます。同じく14節使用料及び賃借料1万8千円につきましては、苗羽公民館のコピー機故障によりますリースによる更新でございます。

すぐ下側の5目人権教育啓発費は人件費の補正であります。

8目芸術振興費ですが、これは香川県が芸術家村事業から撤退することに伴いまして、町独自でアーティスト・イン・レジデンスを来年度からやることにしております。そのため、年明けから奨励作家の選定作業にかかるための、報酬なり費用弁償を計上したものでございます。

10款6項1目保健体育総務費ですが、2節、3節は人件費の補正でございます。11節需用費30万円につきましては、小豆島高校陸上部女子駅伝チームが2年連続3回目の全国大会出場を果たしましたことから、小豆島のPRの一環として、シャツ、タオルなどを作成するものであります。同じく19節負担金補助及び交付金19万円でございますが、備考欄1は、寄付金を財源といたします軟式野球連盟への補助、宛先は町体育協会宛に支出いたします。備考欄2は、先ほどご説明した小豆島高校の女子駅伝チームに加えまして、小豆島豊栄チームが全日本ゲートボール選手権大会に出場いたしましたので、全国大会出場補助金を増額するものでございます。

25、26ページをお願いいたします。

10款6項2目学校給食施設費並びに3目海洋センター費は、人件費の補正でございます。

10款6項4目体育施設費、11節需用費79万8千円ですが、備考欄1は福武ハウスの活動による光熱水費の増額分で、この財源は福武財団から納付されることとなっております。最後に備考欄2の修繕料でございますが、これは軟式野球連盟から要望がございまして、競技に支障がある内海総合運動公園多目的グラウンド外周の街

灯1基を設置するものでございます。以上、歳出予算の補正総額は1億7,929万8千円となっております。

これで議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番安井議員。

○8番（安井信之君） 18ページのふるさと村の防水工事、ふるさと村の体育館自体の耐震的な関係はどういうふうになっているのかということと。

それと、24ページの芸術家村の分で、県がどういうふうな理由で撤退していったのかというふうなことをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（山本真也君） まず、ふるさと村の体育館の屋上防水工事なんです、耐震強度についての検査はいたしておりません。こちらにございますのは、ふるさと村にあります室生の体育館、当初は防水シートの修繕だけを予定しておりましたが、先ほど部長申しましたとおり、精査しましたところ、それ以外のところにも剥がれがあります。それから、中央部の折版葺棟部分の潮風によりサビ、損傷により腐食が進んでおります。ですので、当初予定のシート防水に加えまして、防水効果を担保するためにコンクリート部分の塗膜防水を追加、それから折版葺の雨漏り部分へのカバー材の取り付け及び全面塗装を行うために、工事請負費が増加いたして補正をお願いしているところでございます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 小豆島レジデンス事業につきましては、この瀬戸芸をもって5年間続きました。そういうことで、一応の成果は見たということで、県がここで撤退をすることになったということです。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 香川県がなぜ撤退したかということですが、やっぱり小豆島と栗島の2カ所だけがこういう形のレジデンス事業を県がやってたんですけども、よくわからないんですけど、公平の問題があって、この2カ所だけを特別な形でやるわけにはいかないというのが多分実質的な理由だと思います。しかしながら、芸術家村は5年間して三都半島にとっても定着し始めているので、この事業はやめるべきでないと判断しました。

東京芸大も引き続き参画してもらうんですが、新たに、今調整中ですが、吉田夏奈さんの中心母体である広島市立大学のほうも一緒になって、三都半島の芸術家村を盛り上げたいと言ってくれてるので、新しい形で来年度スタートする予定にしますが、レジデンスの方の募集とか、準備だけは今年度中にやっておきたいので、そういう予算を計上しています。

それから、今までの三都半島の芸術活動は、余り作品を残すという前提で作業をしてなかったんで、来年のやつは作品を残すという前提で、人数を絞って少し長い期間、半年ごとじゃなくて1年に1回とか、しっかりした形で再スタートしたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（秋長正幸君） 8番安井議員。

○8番（安井信之君） ふるさと村の分なんですけど、社会教育の施設のあり方なりもずうっと考えていくというふうなことを、今までも議会内でも話があったと思うんです。この1,300万円追加、あたりが、それが適当なのかどうか、その耐震なりもやっていっとらん中で、ここまで投資して何年もたそうとしょんかわかりませんが、その辺はどういうふうな考えでやっておられるのか伺います。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 社会教育施設の老朽化に伴います修繕なり更新なり、これは別途社会教育課のほうで考えていただくことかと思えますけれども、今回の室生体育館の雨漏り修繕につきましては、たちまち雨漏りしておりますので、喫緊のことだという観点から今回計上させていただいております。もう非常に雨漏りがひどくて、床の色が変わるとか、そういったところまでいってるということで、緊急性があるということでご理解いただけたらと思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。3番大川議員。

○3番（大川新也君） 今の安井議員の関連で、室生の体育館、利用頻度と申しますか、それはどれぐらいあるのか。

それと、10ページの真ん中、瀬戸内国際芸術祭の展示作品の購入費700万円、スター・アンガーとオリーブリーゼント、これももう少し詳しく、これ芸術家ヤノベケンさんですか、あの方がつくられたあれですけど、これは最初からこういうような購入費と申しますか、買い上げるというふうな約束であればつくってもろうたもんかどうかということ。オリーブリーゼントはどういうふうになっとったかわかりま

せんけど、実は自治連合会の会長にはもっと詳しい何か買い入れの700万に対しての説明があったというような、私聞いておりますが、そのあたり全然、私、議会のほうでも余り詳しく聞いてないと思いますんで、ちょっとはっきりしていただきたい。

もう一点、その下の南島原市の40名、原城マラソンですか、これ40名の内訳といえますか、どういう方がこれ40名行かれるのかなという、ちょっとその辺が答えできたら。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 一つはお断りでございます。室生の体育館の利用頻度については、この場ではちょっと持ってきておりませんので、申しわけありません。

それと、美術品の購入の700万円でございます。これにつきましては、当初から購入するという計画で進んできてはおりませんでしたけれども、地域としてシンボルになりますし、恒久展示が可能な作品ということで、瀬戸芸終了後に買い取りを決めたものでございます。

買い取り価格に対しては、オリーブのリーゼントのほうにつきましては、製作費も実費相当ということでございます。スター・アンガーのほうですけれども、一般的なヤノベケンジさんの美術館に収蔵しております作品で、あのクラスの大きさということになりますと1,500万円から2千万円が実績だそうでございます。今回の場合は、まず1,500万円と仮に想定いたしまして、小豆島町に非常にお世話になったということで、まずは500万円は引きましようということでございます。さらに、本来作家が6割、ギャラリーが4割という取り分なんだそうでございます。そうしま

すと、仮に1千万円のうち作家には600万円、ギャラリーに400万円というのが通常の美術品の取引だそうでございます。そうしますと、ヤノベさんの取り分というのは600万円ということになるわけですが、スター・アングアーを撤去する費用が要らないということで500万円ということで決着したものでございます。私のほうからは、以上2点でございます。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 姉妹都市交流事業で南島原市のほうへ2月に参る件でのご質問でございます。こちらのほう、去る10月27日の日に南島原市から来ていただいてシンポジウム、それから新たな姉妹都市盟約の締結をさせていただいたんですけれども、今度は南島原市のほうでオリーブの記念植樹ということで参ることになっております。

それで、そちらにありますように、参加予定ということで40名を上げております。考えておりますのが、今まで南有馬町、それから南島原市との交流にかかわってこられた方、それからもちろんこの間向こうから来られたように、首長それから議会の方々等、町の執行部のほうも参ります。そういうふうなことで、40名ということでしておりますけれども、その植樹祭の規模自体はまだちょっと確定しておりませんので、詳しい内容についてはまたご報告したいと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

○3番（大川新也君） スター・アングアーの件ですけど、もうちょっと何か地元の有志からの寄付を募って、それを割り当てるなんとかいう話を聞いたんと、これ私

もはっきり知りませんが、これ野外では傷むというふうな話、屋内用につくったものを野外へ置いてるから、その耐久性がないというふうな話を聞いたんですが、それでもやっぱりこれだけの金額で買入れる。今後の保存、保管方法とか、そういうようなもん決まっとんですか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） ヤノベケンジさんは、実は2つの作品を今回提供してもらって、一つがスター・アンガーで、坂手港にあるやつがヤノベさんがお一人で作られた野外向けの作品、もう一つはビートたけしさんとつくった屋外向けの作品で、あれについては多分恒久的に展示するのは難しいと思いますが、何年間、少なくとも次の瀬戸内国際芸術祭には大丈夫だと思うんですが、その作品については、事実上、小豆島のあそこにビートたけしさんとヤノベさんが置いていて結構ですと、そのかわり地元の有志がつくったビート神社をつくる会とか守る会という団体がほこらを製作するという話でございます。ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。6番森議員。

○6番（森 崇君） 10ページの姉妹都市縁組で向こうへ行く話ですけど、個人負担というのは募集して来た人。向こうから2台ぐらい来たと思うんで、そんなもちょっと何人、個人負担どれぐらい考えとんか。ちょっとこの間ほかのところできたいいう人もおいでましたんで。

それと、18ページの車両借り上げ、イノシシで勉強するんですけど、どちらへ行

かれる予定なのか。この2つです。

○議長（秋長正幸君） 総務部長。

○総務部長（空林志郎君） 先ほどの南島原市への訪問の件でございますけれども、こちらのほうについては、まだちょっと詳細が固まっておらないところもございます。個人負担、前は募集をかけて南島原市のほうは来られたんですけども、今回はそういう形はちょっととらないつもりでございます。ゆかりある方と一緒に行くかなというふうなことで考えているところでございます。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（近藤伸一君） 視察先の件でございますけれども、香川県の緑保全課のほうに適当なところのご紹介をいただきまして、兵庫県の丹波市氷上町というところに、株式会社で丹波姫もみじという会社がございます。年間450頭ぐらいの処理をしとるといような大きなところでございますけれども、そちらへ行くという計画でございます。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 先ほどの瀬戸芸のスター・アンガーとオリーブのリーゼントですけども、恒久展示ということで、これはもう野外で恒久的にそれができるということでいいんでしょうか。スター・アンガーは回ったりしてあるんですけども、それはずっとできるのかどうか、お尋ねします。

それと、16ページの小豆島アートデザインプロジェクト業務委託料、1月中に結成する団体に委託するというので、それはどういう団体、誰がどういうふうな結成されるのか、お尋ねします。

○議長（秋長正幸君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） まず、10ページのスター・アングラーの件でございますけれども、材質的には多少経年劣化もするわけですが、メンテナンスをしながら恒久展示をしていくという考え方でございます。当然ながら、500万円で買い取る際には一旦きれいにメンテナンスをして、恒久展示に備えた準備をして買い取るということでございます。

それから、16ページの小豆島アートデザインプロジェクト業務委託料でございますが、これにつきましては、1月中に設立する団体というのは、京都造形大の椿先生をトップとして、1月中に公募というか、ハローワークへ届け出をして募集をして、4名の方を採用したいというふうに考えております。

業務の内容は、醬、坂手を中心とした小豆島全体を見渡してということになりますけれども、来年度以降のアート展開ですとか、地域との交流を企画準備する作業でございます。これについては、来年度、当初予算で来年度分については別途計上させていただきます。これについては2月、3月の費用ということで、4名分の人件費と事務費等でございます。財源は県補助金100%の緊急雇用対策事業を活用させていただきます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 10ページの瀬戸芸の関係の作品展示、先ほどから説明があったんですが、他に例えばこの前も池田中学校とか小学校でも芸術祭の方の作品が展示されてるんです、生徒に鑑賞してもらうために。これは全体的にはその作品関係はどういうふうな、小学校・中学校だけなのか、どういうふうに展示をほかにもされてるのか、そこら辺の、ただそれはずっと展示したままで差し上げますよということなのか、一定の期間を置いて芸術祭の方が引き上げるのか、その点について伺いたいのと。

あと、22ページの子育ち応援モデル事業で、これは83万4千円、自治会の箇所はどこなのか、ちょっとお伺いしたい。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） アーティストの作品が最終的にどうなるかという、とてもとても私自身も理解するのに大変な作業です。というのは、瀬戸内国際芸術祭にはなんと100人以上の作家が各島々に展開して、恒久的な作品をつくった方もいれば、一時的な作品、わらアートのような一時的な作品、もうまちまちなんです。かつ北川フラムさんという総合ディレクターが全体を一人一人のアーティストとつき合わせて、あなたの作品は残していいレベルです、あなたの作品はそうじゃないですというようなことを北川さんがやってるという大作業がある中で、小豆島へ来ている作家も三都半島で制作活動した人、醬の郷で制作活動した人、それとビートたけしさんのように東京都の現代美術館用につくった作品を移転した人、全部違うんです。

全員に私はこの作品をどうしたいんですかと確認しまして、撤去したほうがいいと言った作家の方は合意のもとで撤去いたしましたし、古川弓子さんの作品は、あ

の作品をぜひ小豆島の三都半島を中心に、池田地区に残したいと、その残し方も小学校とか公民館とか、お世話になったとか、あれ全部ご本人、それから受け入れたという方、全部一人一人相談の上、ああいう形で置かれてるんです。ということで、本当に一つ一つの作品について、1時間でも2時間でもかかるとると思いますから、全部説明するには。

芸術祭も実質的には小豆島は2回目というより初めての経験で、ルールはやっぱりこれからいろいろ体験する中で決められていくというような感じで理解していただければと思います。

○議長（秋長正幸君） 子育て共有課長。

○子育て共有課長（後藤正樹君） モデル事業の増の理由でございますけれども、まず、新規に2団体、それから2つの自治会からの申請がございました。2つの自治会につきましては遊具の設置で、入部それから室生の自治会でございます。さらに、11月には安田の自治会からも申請があり、8団体となったものでございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○

11番（村上久美君） 2団体で入部、室生ですか、それと2つの自治会が安田と…

…。

○議長（秋長正幸君） 子育て共有課長。

○子育て共有課長（後藤正樹君） まず、自治会につきましては、入部の自治会

と室生の自治会、それから安田の自治会、この3つが新規で出てきております。それから、新規の2団体でございますけれども、島の小さな音楽家ひろば及び赤ちゃんサークル、ウミゾラベベという団体でございます。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） その1団体はどこに、団体はどこにあるんですか。それをまず聞きます。

それと、先ほど町長答弁いただきましたが、小豆島町内ではほかにも各公共的な施設、教育施設にもその作品を展示されているのでしょうか。今私の見た範囲では、イマージュセンター、それと池田中学校、小学校にありましたが、ほかの公共施設にも芸術家の、小豆島町内で活動された作品が展示されてるのでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 古川弓子さんの作品についての質問と理解してよろしいんでしょうか。もういろんなケースがあるので、古川弓子さんの作品は……。

○議長（秋長正幸君） 社会教育課長。

○社会教育課長（松田知巳君） 古川弓子さんの作品については、もともとが池田の民話をモチーフにした作品でございますので、池田区内の施設ということで、まず子どもセンター、それから池田小学校、それからイマージュセンター、池田中学校は多分行ってないと思います。そこに配置をさせていただいております。

(「公民館、二面の」と呼ぶ者あり)

あっ、二面の公民館と、そこに配置をさせていただいております。

(11番村上久美君「池田地域ではほとんどのところに」と呼ぶ)

はい、教育施設は今言った子どもセンターと小学校とです。あと各地区の公民館等も、作品が結構数ありましたんで、1つ、2つずつお配りしているようなところもありますけども。

(11番村上久美君「無償提供」と呼ぶ)

無償です。当然、大事にさせていただけるのを前提のもとに無償でお渡ししています。

○議長（秋長正幸君） 子育て共育課長。

○子育て共育課長（後藤正樹君） まず、島の小さな音楽家ひろばは草壁保育園が行うものでございます。それから、赤ちゃんサークル、ウミゾラベベにつきましては、苗羽に拠点を置いて活動されております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 防災費のハザードマップとか、家庭保育のサポート事業などについては歓迎したいと思います。しかしながら、問題がやっぱりあると思い

ますし、住民の思いからしても納得できないのは、やはりこの瀬戸内国際芸術祭の展示作品の購入費です。ここの問題は住民にとっての場合にやはり問題あると、そういうふうなお金があるなら、もっとほかに生かす予算配分をすべきだというふうなことです。この点については問題があるというふうに思います。

それと、先ほど条例でも反対討論しましたが、池田学校給食センターの解体撤去工事180万円が計上されております。この点についても中学校の統廃合によって池田学校給食センター廃止と、内海給食センターに業務を統一するということでの撤去でありますので、本来、温かいものは温かい味で子供たちに、冷たいものは冷たいということをきちっとやる、そういう近くにおける自校方式の手づくりの安全・安心な給食を児童に提供すべきと。そういう場所が撤去されるということでありま。す。こういう給食はやはり教育の一環であるわけですから、きちっとこれはやるべきだというふうな考えのもとから、平成25年度の一般会計補正予算については反対をいたします。

○議長（秋長正幸君） 次に、原案に賛成の方から発言を許します。5番藤本傳夫議員。

○5番（藤本傳夫君） 私は、議案第80号平成25年度一般会計補正予算に賛成の立場で意見を述べたいと思います。

今回の補正予算では、障害者に対する自立支援医療費や給付費の増額を初め、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査の経費や、平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度に向けた電子システムの構築費用など、福祉、子育てに必要な経費のほか、ふるさと村体育館の屋上防水改修工事に関する経費や、池田中学校体育館の整備工事の設計委託料などが含まれております。

また、瀬戸芸は小豆島を全国に知らしめた効果がある行事でありまして、そのメインであった作品を購入展示することは当然だと考えます。その上、池田の給食センターが統合するということではありますが、内海の給食センターが愛情を持って教育をしていないというわけではございません。配送する時間が15分程度ですので、その間保温をすれば十分対応が可能だと思いますので、その上で住民が利用する上で必要かつ急務を要する予算全てが計上されていると思いますので、私は議案第80号に賛成するものであります。

○議長（秋長正幸君） 以上で通告による討論を終わりました。ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（秋長正幸君） 起立多数です。よって、議案第80号平成25年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第14、議案第81号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（松尾俊男君） 議案第81号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の48ページをお願いします。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、既定の額に歳入歳出それぞれ56万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億7,980万9千円とするものでございます。

今回の補正予算につきましては、本年7月に小豆島が離島地域に指定されたことに伴うもので、離島地域に所在する事業所が行う訪問系の介護サービスにつきましては、15%相当の特別地域加算ができることになっております。また、利用者負担につきましても15%相当分が増額されることとなります。このため、離島地域でない地域との住民負担の均衡を図る目的でサービス事業所が利用者負担の一部を軽減した場合において、当該事業所に軽減分の2分の1を助成することとし、所要の補正を行うものでございます。

それでは、その内容につきまして別冊の補正予算説明書により説明をさせていただきます。

説明書の31、32ページをお願いします。

歳入の補正になります。

5款県支出金、2項3目1節介護保険事業費補助金ですが38万2千円を追加するものでございます。内訳は、利用者負担軽減の実施に要するシステム改修に対する補助金30万3千円と、軽減費用の助成に対する補助金7万9千円になります。

次に、7款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金、1節事務費等繰入金ですが、事業の実施に係る町の負担分18万3千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、歳出の補正になります。

めくっていただいて説明書の33、34ページをお願いします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、12 節役務費ですが、電算システム改修に要する手数料40万 5 千円を追加するものでございます。次に、19 節負担金補助及び交付金ですが、利用者負担の軽減を行うに当たっての事業所に対する助成金16万円を追加するもので、助成率は軽減分の 2 分の 1 相当額になります。

以上、歳出合計は歳入と同じく 56 万 5 千円を追加して18億7,980万 9 千円とするものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく  
お願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第81号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号平成25年度小豆島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第15、議案第82号平成25年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第82号平成25年度小豆島町水道事業会計補正  
予算（第2号）についてご説明いたします。

上程議案集の50ページをお開きください。

第2条では、予算第3条に定めた収益的支出の予定額の第1款水道事業費用、第  
1項営業費用を120万円追加し4億4,375万1千円とするものでございます。

第3条では、予算第7条で定めた職員給与費を120万円追加し7,743万円とするも  
のでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明書の36ページをお開きください。

収益的支出の説明です。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費で20万円、2目配水及び  
給水費で20万円、4目総係費で80万円の増額補正をするものでございます。補正の  
理由としましては、職員の昇任及び人事異動によります増額補正でございます。以  
上、簡単ではございますが、議案第82号のご説明を終わります。ご審議のほどよろ  
しくお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号平成25年度小豆島町水道事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第16、議案第83号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）の内容説明を求めます。病院事務長。

○内海病院事務長（岡本達志君） 議案第83号平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

上程議案集の51ページをお願いいたします。

まず、第2条は、収益的支出の予定額の補正であります。

第1款第1項医業費用の既決予定額26億7,455万9千円から補正予定額924万円を減額し、26億6,531万9千円に補正しようとするものでございます。

続きまして、第3条は資本的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入は、第1款第1項負担金の既決予定額1億5,897万1千円に、補正予定額4,239万6千円を加え2億136万7千円に補正しようとするものでございます。

支出は、第1款第1項建設改良費の既決予定額1,088万8千円に、補正予定額3,239万6千円を加え4,328万4千円に補正しようとするものでございます。

この補正に伴いまして、予算第4条本文括弧書き中の、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,222万円とありますのを1億222万円に、損益勘定留保資金等1億1,222万円とありますのを1億222万円に改めるものでございます。

内容につきましては、説明書38ページの平成25年度小豆島町病院事業会計補正予算実施計画をお願いいたします。

まず、収益的支出でございますが、1款1項3目経費の補正予定額マイナス924

万円につきましては、当初修繕費で計上しておりました冷温水発生機改修工事費を資本的支出の施設整備費に振りかえるものでございます。

次に、資本的収入及び支出ですが、収入の部、1款1項1目他会計負担金の補正予定額4,239万6千円につきましては、先ほど一般会計の補正でも説明がありましたが、資本的支出の財源として一般会計から負担金を繰り入れるものでございます。

支出の部、1款1項1目設備整備費の補正予定額2,315万6千円につきましては、主に経年劣化による故障等により急遽医療機器を更新する必要性が生じたためでございます。

同じく第2目施設整備費の補正予定額の924万円につきましては、冷温水発生機改修工事が大規模修繕でありますことから、収益的支出の修繕費から資本的支出に振りかえるものでございます。以上、簡単でございますが説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第83号平成25年度小豆

島町病院事業会計補正予算（第2号）は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程を終了しましたので、会議を閉じます。

なお、次回は明日19日午前11時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後4時50分